

第 6 回西宮市都市計画マスタープラン策定委員会

日時：平成 22 年 11 月 7 日（日）

場所：西宮市大学交流センター

セミナー室 1 アクタ西宮

東館 6 F

時間：14：01～16：55

事務局 では、定刻が参りましたので、始めたいと思います。

委員長、よろしく願いいたします。

久委員長 どうも、こんにちは。なかなか窓のない部屋ですけども。

それでは、ただいまより、6 回目になりますけれども、始めさせていただきたいと思
います。

それでは、事務局のほうから、もろもろの御報告よろしく願いします。

事務局 まず本日の出席出欠の状況なんですが、藤本委員と三宅委員が欠席、
それと瀬川委員は少しおくれるという連絡が入ってございます。現在、12 中 9 名と
いうことで、会議は成立しておりますので、このまま続けさせていただきたいと思
います。

それと、傍聴人の御希望は、ゼロということでございますので、よろしく願い
いたします。

以上です。

久委員長 どうもありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。きょうは、推進方策の枠組み
というところと、地域別構想の位置づけということでございますけれども。

それじゃあ、まず上のほうの推進方策の枠組みについて、お話を進めてまいりたいと思いますが、まず事務局のほうから御説明のほう、よろしく申し上げます。

事務局 そうしましたら、説明の前に資料の確認をさせていただきます。

本日の次第がA4、1枚。資料の1ということで「都市計画マスタープランとは」というA4を3枚を束ねたもの。資料2としまして「まちづくりの推進方策」というA4を4枚束ねた資料。それと、「地域別構想の考え方」というA3の資料が1枚ございます。

それと、田中委員より提出がございました「目神山地区の景観重点地区読本と写真展のお知らせ」の資料、それと、森下委員から提出ございました「マンションオフィスビル等やクローズドされた市場へのレンタサイクル事業」という閉じた資料と、この挟み込んであるA4の「企画内容」と書いた資料が一つ。

それと、前回、森下委員より御提示ありました「七園」の資料、電子メールで送らせていただいているものと同じ物ですが、紙で配付させていただきます。それに、前回の議事録の確認用の資料を1部つけ足していただいております。

以上でございます。お手元に不足されている方はいらっしゃいますでしょうか。特にないですか。

そしたら、資料1のほうから説明に入らせていただきます。座らせていただきます。

まず、資料の1と資料の2の前半を使わせていただきたいと思っております。この「推進方策の枠組み」の前半、1時間強ぐらいかけるのかなと思っておりますが、資料の1は序章に当たる部分で、前回まで議論をいただきましたビジョンの前に、こういうものを掲示していくのかなということで、まとめたものです。この後にビジョンがつくという感じでございます。

それと、資料の2の「まちづくり推進方策」というのは、一番最後になるところなんです、ビジョンと行政の施策方針を受けた後に、どういう形で進めていくかという、この二つの資料でございます。

それでは、資料の1の1ページ目から御説明させていただきます。

資料の1「都市計画マスタープランとは」というのは、大きくこのマスタープランの冊子の中身を取りまとめ、最初に全体構造、考え方等をまとめて掲示するという資料になってございます。

一番最初に、暮らしとまちのビジョン実現を目指してという部分で、これまでの西宮市のまちづくりの歩みなど、新しいマスタープランの特徴などを説明して、その次に続くビジョンに続けたいと思っております。

最初に、西宮市のまちづくりの歩みとして、西宮のまちづくりの環境の変化や問題点を提示、そして社会的に日本全体、もしくは世界などの社会的な潮流をまとめて、ここに文章として上げていきたいなと思っております。きょうは概要だけを示しております。まず、最初にこういうページをつくっていきたいなということで、市民参画や今回のビジョン型とか、市民参画の重要性などもここに入ってくるのかなと思っております。前回、ビジョンのところで文章に書いておりました夙川のパークウェイの構想ですとかも、このあたりに動かしてくるほうがいいのかなと思っております。

その次、序章の2ページに移りまして、新しい都市計画マスタープランというところで、今回のマスタープランの特徴について触れたいなと思っております。

ポイントとしては、上からいきますと、14年に策定した西宮市のマスタープランの改訂版であるということで、バージョンの2番に当たるというマスタープランですよ。それから、前回のマスタープランは3次総合計画の基本目標や、将来都市像と一緒にのものでしたというようなことを振り返って、今回は、新たに、これから10年を見据えたマスタープランにしていく必要があるということを書いています。上から黒丸の四つ目ぐらいのところですけども、改訂に当たっては、前回のマスタープランの課題などに配慮して、市民が目指したい暮らしと、それを支えるまちの姿を暮らしとまちのビジョンとして明らかにします。

それから、次の5番目で、協働のまちづくりを推進していくための考え方や戦略的

な取り組みの方針を定めます。また、進捗の管理、評価の仕組みづくりの考え方を示し、ここで市民参画という大きな方向と、ビジョン型ということの大きな方向を示していくのかなというふうに考えております。

その下のところで、都市計画マスタープラン見直しのプロセスということで、今回のマスタープランを見直すに当たっての、市民参加プログラムを中心に、まちづくり塾、ワークショップ策定委員会などの活動をここに書いていきたいと思っています。

3ページ目に行きます。

大きな2番として、構成と内容ということで、ここで今回のマスタープランの大きな構成をまず読んでいただく方に提示をしようと思っております。

一番最初に、序章で都市計画マスタープランとはどういうもので、今回の特徴はどのようなものですかということをもまず示したい。そして、続く第1章で「暮らしとまちのビジョン」ということで、まちづくりの基本理念と将来像を二つの柱としましたビジョンを示して、市民、行政、事業者が共有していくまちづくりの目標を示す。ここは、視点として、市民、行政、事業者という、すべてのまちづくりにかかわる人の視点で書いていく部分になるのかなと思っています。

次の第2章なんですが、ここからは具体的に行政がどういうふうな取り組みをしていくのかという、視点は「行政」に置かれる部分になると思っています。前回、大まかな概要を資料でお示ししました部分がここに当たりますが、今回は、まだ作業途中ですので、今回はこの部分の提示はしておりません。次回です。

ただ、この構造としては、この2章に「まちづくりの基本方針」の中に入れてきまして、少し読み上げますと、暮らしとまちのビジョンを具体的な都市空間として実現していくため、行政が進める取り組みの方針を示しますと。方針は、行政が主体の取り組み、市民等と行政との協働による取り組み、それと市民活動を支援する取り組みの、それぞれについて提示していきたい。そして、暮らしとまちの将来像の六つに対応した、10幾つぐらいの柱が立ってくるのかと、今思っております。

それと、市民等と行政の協働による取り組みの部分は、どちらかというところ、事業者
に規制なり誘導などをかけた協力をさせていただくような取り組みになるのではないかと
いうふうに今、思っております。

次の4ページに移ります。

第3章では、第2章の計画、まちづくりの基本方針を受けまして、それをどのよう
に実現していくのかということを書きたいと思っております、ここの基本は、行政
の主体の課題になると思われれます。

読みますと、都市計画マスタープランに基づいて、まちづくりを進めていくための
方策、進め方を提示ですね。それと、まちづくりの推進のための戦略的な取り組み、
協働のまちづくりの考え方、都市計画マスタープラン進捗管理と見直しと、三本立て
で構成してはどうかと考えております。

まちづくりの推進のための戦略的な取り組みというのは、まず、行政がどのような
取り組みを行うのかということを書く部分になっていまして、まちづくりの推進を効
果的に図っていくための戦略的な取り組みを示します。それと、まちづくり推進の具
体的な仕組みづくりや、庁内の体制づくりなどについて記述したいと思っております。

そして、協働のまちづくりの考え方につきましては、市民の方々や事業者の方に求
められている役割を書いていきたいなと思っております、市民、事業者、行政がビジ
ョンを共有し、それぞれの立場に応じた役割を分担しながら、協働でまちづくりに取
り組んでいくための考え方を示したいと。それと、都市計画マスタープランと市民の
の方々、皆さんにつくっていただく地区のまちづくり計画や、地区まちづくりの進め方
などについて記述をしたいと思っております。

そして、三つ目の都市計画マスタープラン進捗の見直しということで、行政の取り
組みをどう管理していったら、どう進めていくかという部分をここに書きたいと思っ
ております。都市計画マスタープランに基づくまちづくりの進捗管理と、それに基づ
くマスタープラン見直しの考え方、それと進捗管理のための指標設定の考え方や見直し

のスケジュールなどについて記述したいと思っています。

この中でいうと、上の二つ、戦略的な取り組みと協働のまちづくりの考え方が活動に当たりまして、その一番下は管理という二つの考え方があるのかなと。一番下の四角の図にまとめてますけども、都市計画マスタープランは四つのパートに分かれてまして、序章と1章、2章、3章という、この4章立て、四つのパートに分かれた構成にしてはどうかと思っているということ、全体でまず確認いただきたいということでございます。

次のページは、前回御指摘もございましたビジョンの部分を1枚でまとめてみたものです。これをこの序章の一番最後につけるのかなと思っていまして、「まちづくりの基本理念」と「暮らしとまちの将来像」を、ここにこういう形で載せていくといいのかなと思っています。下に模式図と円になった部分と、理念の中の「人と自然」「人とまち」「人のつながり」という部分を少し書くのかなというふうな形で1枚にまとめたもの、ここまでが序章の構成になるのかなと思っております。

資料1につきましては、以上でございます。

引き続き、資料の2の説明をしたいと思えます。

資料の2につきましては、先ほどの構成の中でいうと、第3章の「まちづくりの推進方策」という部分に当たりまして、一番最後の部分です。

ここで、西宮市、基本的に中心は行政がどういう形でまちづくりを進めていくのか、きっちりと管理できるのかという部分を書いていきたいなと思っていまして、ビジョンに向って勝手に皆さんが動き出すと、行政の中も動き出すと、部分最適になる可能性もありますので、きっちりビジョンを見て、それに沿った形で進んでいるのかの把握をしたいと思っています。

一番最初に、まちづくりの戦略的な取り組みということで、1、2、3、4、丸四つを書いておりまして、一つ目が、まちづくり推進の仕組みづくりを行う。二番目が、地区まちづくりへの取り組みの促進を行う。それから、三番目として、マスタープランに

基づくまちづくりの進捗管理の仕組みをつくる。4番に、庁内の体制づくりと職員のスキルアップということで、四つを考えております。

1番と2番につきましては、市民参画を推進をする、市民の活動を支える部分でございまして、3番と4番につきましては、行政側が進めていく都市計画、まちづくりを進めていくためのプランになってございます。

1番のほうでいいますと、簡単に読みますと、1番目のところでいうと、市民参加のあり方と、それを担保するための制度をつくる。2番目は、協働の取り組みを促進するための働きかけの仕組みですね。三つ目につきましては、特定のテーマに関するまちづくりなどの支援の仕組みをつくる。それと4番目は、大規模な建築物等で行われた場合は、マスタープランが尊重されるような調整誘導の仕組みをつくるということを書いております。

につきましては、地区まちづくりを行うため、マニュアルをつくる、もしくは市民への働きかけやモデル地区等の重点的な支援を行うと。二つ目については、マニュアルの内容としては、地区まちづくり計画において定めるような事項と進め方等を書いて、市民に活動がしやすいような形、誘導の手引となるものをつくっていくということを書いてます。

のほうは、行政の、まちづくりを進めるための仕組みなんですけど、まず、マスタープランに基づくまちづくりの進捗管理をきちりしましょうということで、進捗状況の把握、もしくは進行管理の仕組みというのを庁内でつくっていきたい。それと、成果をはかるための指標の考え方も必要であるので、仕組みをつくっていきたいということを考えてます。

それと、 番につきましては、まちづくりの体制づくりとスキルアップということで、分野横断的な取り組みが必要になることから、庁内における関係セクションとの連携調整の体制をつくる。それと、行政職員がさまざまな主体のモチベーションを高め、連携してまちづくりの取り組みを進めていくためのコーディネーターとしてのス

キルも高めていく必要があるんじゃないかと思っています。それと、行政担当者が蓄積したまちづくりにかかわる情報を、組織として蓄積するような仕組みというのにも必要ではないかと思っております。このような取り組みを行政がまず進めていく必要があるのかなというふうに考えました。

3 - 2 のページに移ります。

1 番目で、行政がこういうような形で取り組みをしていきますということに基づいて、2 番目では、今度は行政を中心として協働のまちづくりの考え方を述べております。協働のまちづくりの考え方としては、四つ挙げておりまして、協働のまちづくりの枠組みと、地区まちづくりと都市計画マスタープランの関係、それと地区まちづくりの進め方、それと、まちづくり活動の支援という四つの柱で章立てをしておりますが、1 番目の協働のまちづくりの枠組みとしまして、1 番目に、まちづくりの主体と役割ということで、市民に期待される役割、事業者に期待される役割と行政が行う役割ということで、まとめてございます。

一番最後の、行政の役割のところ、まず、都市計画マスタープランに基づいて、各分野の取り組みと調整しながら、まず総合的な観点から都市計画施策を進めていきますよということで、最低限、まずやらなきゃならないことは行政がやりますよというふうに書いてまして、次に、市民や事業者が取り組みの一步を踏み出すためのきっかけをつくる、具体的なまちづくりの活動を支援するということで、今度は市民や事業者が自主的に先進的な取り組みをするところは支援をしていきますよということ。それと、協働のまちづくりを推進していくための仕組みをつくっていきますよということで、まちの質を高める部分につきましては、自主的な活動や先進的なまちづくりの活動を積極的に支援していきますというようなことを、ここで書いております。

3 - 3 ページに行きます。

3 - 3 ページは、主体間の協働の考え方で、ここは市民と行政、市民と事業者、事業者と行政ということで、それぞれの関係を書いてまして、市民はまちづくりの基本

理念を理解し、主体的にかかわってくださいということと、行政は市民の取り組みを支援して、地区で合意されたまちづくりの計画を各種法令に基づき担保し、都市計画マスタープランに都市計画の部分を位置づけていくというふうなことを書いてございます。

事業者と行政の協働というのも、基本的には同じでございます。真ん中の市民と事業者の協働というのは、これまで比較的つながりが少なかったと思いますので、それぞれで歩み寄って一緒にまちづくりをしていきたいと思います。ということを書いております。

3 - 4 に移ります。

3 - 4 は、都市計画マスタープランと地区まちづくりということで、都市計画マスタープランは今回、暮らしとまちのビジョン、まちづくりの基本方針、まちづくりの推進方策という形で作り上げていくわけですが、それぞれの地区のまちづくりの計画を、これからこのマスタープランに基づいて皆さんでつくっていただく。その地区まちづくり計画をつくるための取り組みの促進をしていくとともに、できました地区まちづくり計画の都市計画にかかわる部分については、このまちづくりの基本方針の部分に反映していく仕組みをとりたいと思っています。

ということで、都市計画マスタープランの役割としては、まちづくりのきっかけとして、都市計画マスタープランが使われるということと、地区まちづくりの成果の反映する部分という二つの役割があるのかなと思っています。

3 - 5 のところへ行きます。

地区まちづくりの進め方としては、ある程度、ワンポイントアドバイスのように書いてあるんですけども、住民さんが主体になって、こういうことをやっていけばいいということを、今、四つ書いてます。自分たちの暮らしと身近な地域の環境の関係に目を向ける。2番目に、さまざまな人が集い交流する。3番目に、仲間をふやし地区全体の取り組みに広げる。4番目に、地区まちづくり計画として取りまとめるというよう

な段階を踏んでいってはどうかということを書いています。

3 - 6 ページに行きますと、さらっと行きますと、これは4番目、まちづくり活動の支援ということで、行政は先ほどの3番の地区まちづくりの進め方、こういう形で進めていったらいいんじゃないかというところに対応して、それぞれ支援をしていきたいということを書いています。1番目に、まちづくりに関する情報提供、参加機会の提供。2番目に、交流の場づくりの支援。3番目に、主体的なまちづくり活動の支援。4番目に、法制度等による地区まちづくりの担保ということで、先ほど、3番目の地区まちづくりの進め方の順序に対応した形で、4番目のまちづくり活動の支援を書いています。

最後の3 - 7、3 - 8ですね、都市計画マスタープランの進捗管理と見直しということで、ここは大枠なんですけど、この形で庁内の体制をつくっていききたいと、今、思っています。まだ、これは庁内の体制づくり、まだ全然コンセンサスとれてません状態なので、こういう形で進めていきたいなということで、提示をさせていただきたいと思うんです。

進捗管理と見直しとしましては、黒のポチの一つ目の1行目の一番後ろ、1年ごとに進捗状況を把握、広く公表して適切な進行管理。次のポチで、1年ごとの進捗管理を踏まえ、おおむね3年ごとに取り組み内容の見直し、新たな取り組みの必要検討をして、マスタープランの見直しの必要性を判断します。それと、おおむね10年ごとに定期的な見直しということで、今回のマスタープランのバージョン2とすれば、10年後ぐらいに次のバージョン3という形のマスタープランの見直しをするのかなというふうに考えております。下がその模式図になってございます。

3 - 8、最後のページに行きますと、進捗管理の方法としては、今これは案なんですけども、評価の仕方の部分ですが、アウトカム分析、アウトプット分析というふうに書いてますが、まず、暮らしとまちの将来像に対する市民の実感の把握を一つはしたい。それと、もう一つは施策・事業の実際の進捗状況。数字で拾えるものと拾えな

いものがあるんですが、アウトカム分析が感覚的なものですね、実感、市民の感覚、アウトプット分析は行政内部で進めた実施状況、この二つから見直しの視点の抽出であるとか、見直しの必要性の判断を行いたいと思っております。

具体的に言いますと、で暮らしとまちの将来像に対する実感を把握するというところで、暮らしとまちの将来像について、市民がどれくらい達成しているかということ、ワークショップなどを実施して、実際に市民の方の意見を聞いたらどうかなと思っています。

のほうの事業進捗につきましては、個別施策の進捗度、定量的に評価・分析して判断をしたいなということを考えております。

以上が、資料1と2の説明でございます。長くなりました。終わります。

久委員長 どうもありがとうございます。

二つ話題が若干違いますので、まず、資料の1番の全体像。若干の修正だと思えますが、いかがでしょう。これで何か御質問とか、御意見ございますでしょうか。

室崎委員 資料の1の2ページ目の新しい都市計画マスタープランというところなんですが、ここ自体には今回の第4次総合計画との関係みたいなことが書かれないのかなというのが1点と。

あと、黒丸のポチの三つ目の2行目のところなんですけど、さまざまな都市活動と都市空間との関係を実感させにくいものであったことなどからという「させにくい」と書いてあるんですけど、実感しにくいとかでもいいのかなというか、何か行政側の視点のような印象になってしまっているなと思います。

以上です。

久委員長 はい。後者はずっと直せますが、前者は。

事務局 そうですね、今の御意見踏まえて、考えてみます。

大内委員 これ、ここの全体は、何かこういう文言で文章化されていくというのですか、今のお互いをただずっとまとめて書いてるということで、ちょっと気にな

るところがやっぱりあるんです。

一つは、このポチポチ一つの文書が120字以上で、一列にだらだらだらと書いてると長過ぎて、今、室崎さんのおっしゃったように、市民側から見るとちょっと、一気にそれが。大体はね、長い文書は80字までですよ。接続詞がなくても読めるように文書を工夫するというのは大事ですね。

それと、大きく気になるというのは、私ども市民側から見たときに、戦略的な取り組み、「戦略的」って、非常に英語で言うとビッグワードなんですよ、これ。戦争用語ですよ。戦略というのは、アート・オブ・ウォーといって、その戦略家が言う、そういうときに使う言葉で、しかも、ここで戦略と書いたときにね、じゃあ、各論を書いたときに戦術論も入ってくるわけで、そういう対応関係になってないから、戦略という言葉はむしろ使わずに、総合的に方策を考えると、そういうふうな文言のほうが穏やかでいいんじゃないかという気がします。

以上です。

久委員長 総合的ではないですね。そやから、優先的な取り組みとか、モデル的な取り組みとか、少しその内容をわかる言葉に書きかえたほうがいいですね。

大内委員 もうちょっとかみ砕いたほうがよろしいと思います。戦略といたら、やっぱりそれに対して戦術はどうだという、何といたしますか、回想して書いていかないと、いけないということはないんだけど、よく何か戦略ってあちこちでよく使われるんでね、気軽に使い過ぎて、市民向けに書くときにはちょっと重いかなという、読んでみてふっと思いました。

以上です。

久委員長 あと、どうでしょうか。全体の構成とか、流れはどうですか。

水越委員 これ、序章、第1章、第2章、第3章となっているようですけども、第2章が内容で第3章がやり方という理解でいいんですよ。

そのときに、内容がきて、やり方がくるということではいいと思うんですけど、順

番としては。この基本方針等、推進方策という書き方をすると、何というか、私はちょっとすっと入ってこなかったというか、つまり第2章が内容で第3章がやり方ですよというのが、何となく第1章のビジョンから2章も3章もぶら下がっているような気がしちゃったんですかね。多分、この基本方針という、この中身が今ないので、この言葉じりでとられちゃったのかもしれないんですけど。

久委員長 2章、3章は、2章を受けて3章というよりも、2章を動かすための仕掛け、仕組みを整えていくという感じだと思うんですね。ですので、2章の個別のものを動かすというよりも、それを動かすためのシステムとか、仕掛けが今ないんですよ。それをしっかりとつくりましょうというのが3章の話になってくるんですけどね。

水越委員 であれば、3章は2章と並列に書くというよりは、2章より段階を落としたような書き方のほうがいいんですかね。どうなんでしょうか。

久委員長 これは、序の4のところに書いてあるこの図が余計に変なせんさくをさせてしまうということですよ。だから、なくてもええん違うかなと。

松本（康）委員 でも、具体的にこの第2章の内容で基本方針で書かれた具体的なことを、それぞれ個別にどうやるってことは第3章では書かれないんですよ。

事務局 大きなシステムとして、こういう形でということなんですけれども。

松本（康）委員 例えば、景観の何とかというのがあったときに、じゃあ、それをどういうふうにしますってことが、もし第3章に書かれてるのであれば、おっしゃるようなぶら下がりというのがあったほうが、すっきり理解できると思うんですけど、第2章に対して、全体的な、包括的な取り組み方ということであれば、わからんでもないかなという気はしましたけどね。

大内委員 似たような話なんですけど、第2章について第3章とのかかわりということであれば、これ、どうせこういう、何といたしますか、文書を羅列するわけでなくて、ある、作文的に文書を書いていくわけでしょうから、この部分は第3章でこ

うこうだという補足説明みたいなのをちょっと入れたらね、係り結びがわかるんじゃないでしょうか。今、委員長がおっしゃったような内容のことをちらっと入れたら。これだけ見てるから、何か独立、あるいは並列という感じになるのかもしれませんが、ちょっと文言をどうせこれ補うと思うんです。きちんとした文書になるんでしょうから。

それとですね、もう一つ、これをずっと読んでいたときに気になったのは、どっかにも出てまいりましたが、この都市空間としてという、こういう都市空間ということが、私たちはここで議論してるから、ある程度はイメージがわかると思うんですが、読まれる方がイメージできるかなと思うんですね。それから、ここの2章の丸ポチ第1番目のとこの「都市空間」としてというところは、「都市空間づくり」を実現していくということのほうが、よりわかりやすいかなとは思ったんです。都市空間そのものが何か、どっかで説明されるような場面が出てくるかどうか、少し疑問に思っています。

久委員長 どうしましょう。都市空間を余り使わないほうがいいという。

大内委員 いや、何となく、どういうことをイメージしてるのかが、どっかでわかるようにしておかないと、都市空間って要するに抽象的過ぎますよね。ここで議論された意味の都市空間とはどういうことなのかな。どっかに補足説明で脚注をつけるとか、そういうことでもいいとは思いますが、何かちょっと工夫が要るかなと思ったんです、読んでいて。

久委員長 おっしゃることはわかるんですけども、やたら解説が多くなってしまって、何か教科書のようにならないかなというのがちょっと気になっているところなんですけどね。

大内委員 いや、そういう言葉が皆さんが共有度できてりゃ何ら問題ないんですけどね。ちょっと。また、大事なところだと思うんですね、ここで議論した都市空間の意味合いは。

水越委員　　これは、私は素人読みすると、その都市生活に対する都市空間という関係かと思ったんですけど、それで正しい見方なんですかね。だとすれば、別にそんなにひっかからなかったんですが。

久委員長　　都市活動、都市空間と、わざわざ都市をつけなくてはいけないかどうかというのは、活動と空間でいいん違うかなと思うんですけどね。そのほうが、例えば、山口地区の方にはしっくりするのではないのでしょうか。都市空間とか、都市生活がと言われると、都市空間のほうは、ちょっとその農村的景観は違うかなという感じもしますけどね。

大内委員　　アイソレートされた気分。委員長おっしゃっていることのほうが平たくていいかもしれませんね。

久委員長　　また書いてみて、全体を通してチェックをしていただきます。

田中委員　　別に、都市いうたら、田畑があったら都市じゃないということではないですよ。都市という言葉は。

久委員長　　田畑があったら都市ではないということではないですけども。

田中委員　　普通、都市いうたら、もう要するに。

久委員長　　農村的のところは都市と普通は呼ばないですよ。都市生活は確かにやってらっしゃるかもしれませんが、空間として都市と呼ぶのかどうか。

大内委員　　多少それは考慮したほうがいいと思いますね。そんな気がします。

水越委員　　生活と空間でも別にね、内容に違いはないでしょう。

大内委員　　そのほうが穏やかでいいんじゃないですか。わかりやすい。やっぱり、全体平たく、こちらから押しつけるというような感じ、さっき室崎先生から御指摘あったようなニュアンスは、なるべく除く。今回は初めての試みだから、そういう努力があったほうがいいように思います。

松本（清）委員　　暮らしとまちのビジョンというのは、何かこう思いみたいなことで、都市空間というのは、やっぱりその形というふうに何となく読みたいんです

よね、この都市計画マスタープランとしてはね。要するに、思いだけをふわっとして
るんじゃないくて、それを何らかの形で形に落とし込まないとという、都市計画マスタ
ープランって何かそういうイメージがあるので、都市空間という言葉がどうかという
のはありますけど、やっぱり具体的な形にしていくということは残したほうがいいん
じゃないかなという気は私はしました。

生活と、さっき何て言われたですか。

大内委員 生活空間ですね。

松本（清）委員 生活と空間と。

久委員長 空間を使わないというか、まちづくりとか、ほかの言葉があります
よね。そういうハードなものなんだけれども、その空間と使わなくても言えるのであ
れば、言うたほうがいいですかというのを、ちょっと大内さんに確認をとっていたん
です。

大内委員 あのくらいの議論はね、やはり空間、立体空間的なもの、景観的な
ものも含めて、やっぱり議論の対象になってたと思うんですね。単なるまちづくりと
いうことじゃなくてね。例えば、先ほど出たかもしれませんが、樹海に埋まるよう
なまちとかね、それは一種の立体空間の、あるイメージをしてると思うんですね。
だから、そういうことで今、先生がおっしゃったような立体空間も含めたイメージを
何とか持たせるということであれば、少し言葉はやっぱり選んで、ここの「都市空間
づくり」ですか、この言葉が、あるいは「空間として」という言葉が市民の皆さんに
わかるような、何か表現、専門的に補えないかなというのが私の疑問です。主張は、
やっぱりある立体空間、議論をしたとこのそのイメージはどうしても残していただき
たいなという私の願いです。

久委員長 内容はそうなっていると思いますので、そのイメージをちゃんと伝
えられる言葉を選らんで。

大内委員 ここで議論しても何も、事務局にお願いするということ。

久委員長 本来は景観なんですけどね、それが。景観というのは単なる上辺のデザインだけではなくて、もともとランドシャフトというのは、その営みがつくり出した環境すべてを指す言葉だったはずなんですけど、いつの間にやら上辺のデザインに近い言葉で使われる人が多くなっちゃったという感じなんですけど。

大内委員 確かに、景観地区という言葉は、実態を見てるとそれに近いですね。こういう市民達の場合は。景観地区指定とか言うたときには。

久委員長 景観というのは、いい景観も悪い景観も含めて、そこに既にあるものが景観です。

松本（康）委員 すみません。ちょっと違う話題なんですけども、今のマスタープランというのを以前にお預かりしているんですけども、結構、具体的な言葉で全体構想とか、地区別構想ですか、書かれていたんですけども、今回の新しいマスタープランというのは、まちづくりの基本方針ってところで、ある程度、施策の概略的なことは書かれるんかと思うんですけども、また、地区別の話はまた後ほど出てくるのかと思うんですが、第3章の、こういうふうに第2章で基本的な方針、具体的にどういふことをしますという概要をある程度書いて、その上で、じゃあそれをどういふふうに進めていきますという第3章を書いて終わりという、以前のものとは大分スタイルが違うという認識でよろしいんですかね。どんな形のものができるのか、ちょっと前と比較。

久委員長 方策も、ある程度出てきますね。

事務局 2章は方策も出てくる予定ですけども、前回のマスタープランのつくりとは、かなり変わってくると思います。

久委員長 なかなかお示しできないのは、今それを各部署と調整中なんです。書いたら10年間でやらないといけないということになってしまいますので、どこまで書き切れるかというのを、ちょっと今、部局と調整中ということと理解をさせていただいたらと思うんです。

あと、どうですか、全体の話。

水越委員　　すみません。全体的な書きっぷりなんですけど、ところどころ、例えば「望まれる」とか「期待される」とか、そういう、どちらかというとな受身的なというか、他人というか、ちょっと突き放したというか、ちょっと主体性が薄いようなところがあって、確かに市民に期待される役割という意味はわかるんですけど、何というんでしょうね、もう最初の序の2ところの最後の黒丸も、「市民、事業者、行政など、さまざまな主体が進めていくことが望まれる」とか、もうちょっと「やってみましょう」という主体的な表現に全体的にしたほうがいいのではないかと、今回の趣旨から思います。

大内委員　　もうちょっと一歩踏み込んで、とらわれないようなということね。

事務局　　この序章について、ちょっと視点がまだぶれている部分、主体、主語の視点のぶれている部分があるんですけども、水越いいんがおっしゃられているように、市民の方々と行政とで一緒につくり上げたというところと、推進方策や2章、3章の部分とは、ちょっと主語を使い分けをしようと思っているところがあります。

2章、3章につきましては、行政主体、行政の目線で役割とか、期待されるという書き方をしていくつもりにしていまして、1章で、一緒につくったというところについては、もうちょっと主体的な言葉というか、表現にしていけるのかなと。ちょっと序章につきましては、まだ主語がちょっとばらけているというか、ぶれています。そういう使い分けを、今、事務局はしようかなと思っています。

久委員長　　進めていきますよと書いたら、市民さんも含めて進めていかないといけない責任も生じますので、頑張りましょうということになりますけど。

松本（康）委員　　こういうときに「望む」とは書かないんですよね。「望まれる」と書くんですよね。望まれるって、第三者が勝手に望んでいるというふうにとられて、僕ら会社なんかでこんなレポートが出てきたら突き返すんですけど、取れというて言うんですけど。

水越委員 もう「進めていく」ぐらいで切るとか、そのぐらいの。

松本（康）委員 断言口調にはできない事情がね。

大内委員 取り組みを進める。

水越委員 取り組みを進めるですから、何をやるとはまだ言ってない。

松本（康）委員 悩まれるところだとは思いますが。

久委員長 そのあたりはまた、主語を明確にすると、おのずと述語が決まってくると思いますので、よろしくをお願いします。

森下副委員長 よろしいですか。今の3章立ての話は非常にわかりやすいんですけども、僕がイメージしているこの基本方針、推進方策のイメージとしては、その基本方針として出ている「人と自然」「人とまち」「人と人」との関係の中で、総計の中の部門計画があるじゃないですか。このイメージなんですけどね。その各行政機関の今までの計画があって、それに伴った概要があってというふうなハード的な話の中で、その3章でもっと具体的に地域的にはこういうふうにしていくという、そういう方針立てなんですか。

今、ふわっと僕らが議論している中で、最終形が見えていないので、非常にこう、まあそんなもんやろうなと思いながら、気持ち的にはあるものを形で書くだけじゃなしに、もう少し具体的に、地域に入っている意見を聞いたりしていこうよと個人的には思っているんですけども、そういうふうな、ちょっと今までと違ったような計画としたほうが何となく手づくりでいいかなとは思うんですけど、そういうイメージですかね。

事務局 3章の部分、森下さんがおっしゃったような、地域の方が入って地区まちづくり計画をつくっていきたいと思っていますので、そういう形での表現になってくると思います。これは言い切れてないのかもしれませんが、思いとしては、地域に入って皆さんと一緒に地区まちづくり計画をつくっていきたいというようなことを、資料2で書いて、地区まちづくりや取り組みの促進とかを3章で表現をしてい

くことになると思います。

森下副委員長 言いたかったのはね、要望としては、要望というか、気持ち的には、今までいろんな計画書があるじゃないですか、この総計に出ているような。それがあるよと。各その関係機関の方々が、それに対していろいろ今までやられたことを、ただ単に出すんじゃないしに、せっかくこういう形で出ているんだったら、もう少し市民参画のところでも、例えば市民参画しているNPOさんに話を聞いて、本当に実際どう動いているんだというところまで砕いていけばいいなど。ただ単にその報告書が上がってきた中で、ここに出ていますように、NPOのこういうところから上がってきて、それに対して各行政機関に対してこういう施策があるよと、書き方だけの話ですけど、もう少し3章のところでの内容が、もう少しそういったブレイクダウンしながら市民参画のところまで、できるかどうかわかりませんが、あればよりいいなと思っているだけで。

事務局 今のは第3章のところでは具体的にこの個別計画がそれぞれあるので、そういうところにも着目して、第3章に反映すべきではないかという御意見と考えていいですか。

森下副委員長 そうですね。ええ、そうですね。

だから、もっと言うと、総計のこの第5の事業施策と実施の部門別計画が、非常に僕は、計画があって、例えば緑でもあるじゃないですか、市が出されている計画書ね。それがあるよということだけがこの2章の中で上がってきて、結局、3章のときには、それに対して関係部署の方から、こういうことで、こういうふうになりましたという、ありものだけじゃないしに、もう少し具体的に、課長おっしゃったように、地域に地区別に入ったときの問題点を吸い上げながらいけば、もっとよりいいものができるのかなと。

事務局 少しだけ申しますと、総計があります。西宮市の特徴としては、各部門別計画が非常に充実しております。それに力入れてつくってますので。その部門別

計画というのはできているんですが、分野横断という観点では少し弱いところがあり、今回のこういう市民参画で作り上げていく中で、やはり分野横断するようなお話がやっぱり出てきますので、その辺をどう、地域に入っていったときにとらまえて動かしていけるかということで、森下さんのおっしゃっている御意見、考えてみますけども、ちょっとこの部門別計画をそのまま当てはめていくと、縦割りのイメージが生じてきますので、その辺を検討ということで考えさせていただきたいと思います。

久委員長 次の推進方策のときにお話ししようと思ったんですけどね、都市計画の方々だけで地域に行かないほうがいいと私は思っています。やっぱり総合的に受けとめていかないと、都市計画は都市計画、地域福祉は地域福祉ということで別々に来られても、地域は迷惑ですし、生活という意味では、いろんな話が出てきて当然ですし、その中で都市計画の部門は都市計画の部局が持って帰るような、そういう仕掛けにしておいてほしいなと思うんですね。ちょっとそのあたりが、先ほどの御説明の部分だと思えます。

今回、先ほど松本さんがおっしゃった話で言うと、今回の書きぶりというのは、恐らく従来のように、ここが景観だとか、ここが環境づくりだとかということではなくて、その1章でビジョンが出てますから、そのビジョンを受けながら2章で柱つくっていきますよね。その2章の柱を実現するためには、どういう施策がぶら下がっていくのかということになるので、従来のような編集とは若干異なってくるようになってくると思うんですね。ちょっと中身が今お示しできてないから抽象的な話しかできませんけど。

松本（康）委員 以前はあれですよ、全体計画というのは全体計画で全市的なことがドーンとあって、地区別は地区別でそれぞれにという、ある意味、直観的には理解しやすい形だったと思うんですけど、今回は2章と3章を足して、まださらに何かもう一個、地区ごとにとか、全市的なものはどうするのかちょっとよくわかりませんが、さらにここに、下にまだ書面としてはないけども、その後の活動のや

り方まで書いておいて、あとは順次、それぞれみんなで考えていきたいと思いますという、そういうスタイルになっていくんでしょう、イメージとしては。

久委員長 あくまでもマスタープランですのでね、方針レベルでとどめておかないと仕方がないでしょうね。

松本（康）委員 結構このマスタープラン、具体的なことを書いてくれてって期待している市民の方もいらっしゃるので、ちょっと何か反応が怖いなという、これは勝手な気ですけど。

久委員長 それじゃ、いいですか。

では、それでは続きまして資料2ですが。

松本（康）委員 あ、すみません。ちょっとごめんなさい。資料1の序の5のほうなんですけども、この前ちょっと私のほうから問題提起させていただいた「宮水」ということの定義について、序の5の一番下の米印のところに象徴ということで書いてくださったんですけど、これでどうですかね、そうかなという感じでいいんですかねというところを、ちょっと議論なり、意見をお聞かせいただけたらと思ったんですけど。

大内委員 ちょっと不足してるんじゃないかしら。この間の説明から。

松本（康）委員 これもちょっと、どう反映せえという話がないんで、本当言いつ放しになって申しわけないんですけど、やっぱりうちの班へ持って帰ると、逆に怒られまして、宮水をこんな勝手に象徴みたいなことで、何かきれいに美化するなと怒られまして。

コンビナートのときの、宮水を守ろうという、そういう活動があった市民のまちづくり活動のときのある意味象徴なんだから、潤いとか、暮らしとか、何かきれいごとを言うなみたいなことを結構きつく言われまして、何ていうんでしょうね、過去のまちづくりのときに重要な争点になったシンボルとしての、ザ・宮水ですね、あその所にわいている宮水ということなら理解はするけどなという御意見もあったり、ちょ

っと宮水の「えん」というふうに言ってみると、どうかなというところはうちの班ではあったんで、ちょっともう一度この今回いただいたものを見直しめながら、ちょっと理解をもう一回してみたいなとは思ってるんですけども、皆さんいかがですか。

大内委員 これ、このまま文言、脚注で上がるということですか。せんだって、5回のときの説明は、もうちょっとあったと思うんですよね。おっしゃるとおり、4班から意見が出たのは、確かに、宮水は、その当時は目的論的に象徴に使ったわけであってね、これは今回やっぱり違うんで議論になったはずなんで、何かここを少しもうちょっと砕かないといけない。5回目だったですか。

久委員長 いや、これ概略を示しているのようになっていきますけれども、この前、数行文章ありましたよね。

大内委員 つまり、そこを意識しておかないと、このままずらずらと流れていっちゃって、多分。

久委員長 いえいえ、これは、だから概略をお示ししなければならいんであって、そこでしっかり説明できると思うんですね。そこでチェックかけていただいたほうがいいのかなと思うんですが。

松本（康）委員 じゃあ、もう少し具体的なものが出てくるまでお待ちしています。

久委員長 そうですね。

何か代替案はあるんでしょうか。

松本（康）委員 それが、ちょっと最初にお断りした、言いつ放しになって申しわけないんですけどという話で、ちょっとすみません、我々もそのイメージは、そういうふうにしていかないといけないということは班のミーティングの中でも話しますし、もう書類としてはまとめていかないといけないんで、その点は意識して、また議論させていただきたいと思います。

久委員長 なかなか、前々から言っていますように、シンボルというのは絞り

切りますので、クレームがつきやすいんですね。隣の尼崎は、近松、近松だけが文化じゃないみたいな話になりますし、じゃあどうするんやという話になってしまうんですね。

松本（康）委員　　まちかどで知り合いにその話をしますと、宮水の「えん」言うのとポカーンとした顔しはるんでね、そんなもんかと思いながら。まあ、すみません、代案がないんで何言ってもだめですんで、また考えます。

久委員長　　50万市民が、みんながいつもそらんじられるような、そんなキャッチフレーズができれば一番いいんですけどね。鼻歌まじりに、いつも言ってるような。

はい、いいでしょうか。

松村委員　　すみません、1点だけ。序の2のところ、新しい都市計画マスタープランの特徴ですよね。上の三つのチョコと下の三つのチョコと違うと思うので、むしろ下の三つのチョコのほうが特徴めいた話だと思いますので、そのあたりは、うまく3点で、大内さんのおっしゃるように、ぴっとまとめていただいて書かれたほうがいいと思います。すなわち、市民がつくったという話と、それと仕組みもちゃんとあると、だからみんなでやりましょうという話ですかね、なんで、そこだけが特徴というんですかね、そこだけと言うたら語弊がありますが、そこが一番大きな特徴だと思いますので、そこを強調して、わかるようにメッセージが伝わると、趣旨が市民の方にも伝わるんじゃないかなと思います。

久委員長　　それでは、推進方策、資料の2ですが、御質問でも。

松本（康）委員　　これ、誤記だと思うんですけど、3-1の中ほど、地区まちづくりの地区が、平仮名になっている。

久委員長　　私のほうから理解を促進するために、ちょっと事務局に投げかけたんですけども、一つ一つの言葉はすっと流れるんですけどね、具体的に10年間で、どういうことを今動かそうとしているのかというのを、少し例示でもいいのでお話し

いただければと思います。

例えば、今回は策定のために、まちづくり塾とか、講座とか、あるいはワークショップをやりましたけども、今後は毎年まちづくり講座的なものを動かしていきたいとか、何か幾つかもう既に事務局として構想されていることがあれば、例えば、この文章の中からこういうことが出てくるんだみたいな、そんなことを幾つか説明いただいたほうが理解は進むのかなと思うんですが。

事務局 そうしますと、この3 - 1のことがメインなのかなと思うんですが、先ほど委員長がおっしゃった、まちづくり塾なんですけど、まちづくりの一番目の推進仕組みの中で、まずきっかけ、働きかけということで、まちづくり塾は全市的な形として続けていきたいと思っております。どういう形でやるかは、今後また決めたい。今の形のままがいいのかどうかは、決めたいと思っています。

あと、2番目の地区まちづくりへの取り組みの促進ということで、マニュアルをつくらうということを書いています。こちらにつきましても、今年度このマスタープランをつくっていくのと並行して、最後、冊子のところでやりたいと思っています。

それから、4番目のところで、スキルアップという部分につきましては、今年度も一度、久先生に御講演いただいたんですけども、こういうのを来年からも研修部門と一緒にやっていけたらなということを考えています。

3番目の進捗管理の部分につきましては、先ほどの3章の部分をこれからという形でイメージはしています。具体的に考えているのは、今のところはそれぐらいですかね。

事務局 大きなイメージで、そもそも何でこんなことをしているのかということに振り返って考えてみますと、何が一番いいのかといたら、地区や地域の力が大分弱まってきているので、当然その辺を視野に入れて地域の力をつけていきたいなと。そのきっかけづくりになればなというのが、最初にちょっと思いがありました。市民参加プログラムというまちづくり塾、あるいはワークショップの流れは、やはり

これはこの計画づくりとは切り離して、継続して市のほうは続けていきたいなと思っています。その目的、目指すところは、そういったまちづくりに関心のある市民の方が一人でも多く地域のほうで活躍していただけたらなという思いがありますので、これは別に切り離して進めていきたいと思っています。

この3章のところで、動かし方を述べてるとおり、次のこの10年間、じゃあ何をするのかという久委員長のお話で、市のほうのイメージは、地域を重要視したいなと思っています。このマスタープランのきっかけづくりと同様、今度、地域のほうに入っていて、そういった新しい地域での風を起こしたいなと、そういうふうなことで漠然とですが、そういうイメージを今持っております。

以上です。

大内委員　　よろしいですか。ちょっと市民というか、小市民の立場というか、私自身が何度も例を引きますが、ここ、こういう席に参加させていただいている市民の立場という観点から疑問に思うところが何点かあるんですね。それをちょっと申し述べたいと思います。

一つには、まず、この3 - 1の全体の中で4項目順番にあります。こういうことは、一体全体、まちづくりを実際にしていく上で、議員さんとの、要するに政治ということなんでしょうね、かかわりがどうなのかなと、ふと思ったときに、飛びますが、この3 - 8の2の、時間を把握するということに、私どものグループだったか、どこかでちょっとサロンの話をお話し合いをしたときに、「やっぱり議員さんともいろいろお話をしたいよね」と、こういう意見が出たんですね。やはり、きのうの都市計画審議会ですらちょっと問題も指摘されていたようですが、都市計画と、それから生産緑地法といいますか、農地法との関連は特になんだというふうな指摘があったようですが、実際そういう実態がばらばらになっているようなところが、今のは具体的な問題ですが、このマスタープランが規範であるということで、例えば今後、せんだっても例に挙げましたが、芦屋市と西宮市では景観条例が全く運用の仕方が違うと、こうい

ったことが、今後、改善されていくようなことが、この計画の中から希望が持てるのか、期待ができるのかということが非常に一市民として疑問に思います。まず第1点。ということなんです。

久委員長 ちょっと中身が、後半の部分と前半の部分がどうつながるんですか。つまり議員の話と、議員と議会はまた違うと思うんですね。

大内委員 今までは、例えば、我々がイメージするのは、議員さんが個別に自分の政治活動の中で、ある地域の特定の住民を集めて説明会を開くとか、あるいは、こうしたいとかいう自分の施策方針みたいなものを述べる機会があるんだと思うんですが、このマスタープランについて、我々が日ごろ感じているまちの問題と申しますか、そういったことを議員さんたちが、ある政治力を生かして何かをしていこうとするときに、このマスタープランというのが、やはり実際にその規範になって行動を、縛ると言い方はないですけど、ある方向づけがされていくような力があるのかということなんです、私は。

久委員長 形式論的に答えると、議員はそういう職能は持っていないと思うんですね。だから、それをやってきたこと自体が、ある意味でおかしいんじゃないでしょうか。だから私が申し上げた、議員と議会は違いますよねというのもそこなんです。議員活動の中に、そういう職権、職能はないはずなんです。議員さんというのは、議会の中で議論をし、議会としての決定をしていくというのが議員の仕事です。その、いわゆるその案の口ききをするとかということは、本来はないはずなんですけど。

だから、事務局としては、そういうその地区まちづくりをやるということは、そういう、いわゆるバイパスルートをやめると宣言でもあると私は思っているんですね。

大内委員 むしろ排除したいということで、こういうルールをつくるという発想ですね、そうすると。

久委員長 そうです。排除するというか、本来の姿に戻したいということです。

大内委員 この辺がよくわからないんですね。

例えば、私が基本的に疑問に思っているのは、ここの中で、先ほども説明を聞いていてふと思った、3 - 5の自分たちの暮らしと云々とありますよね。ここは、読んでみると、既にコミュニティが形成されているところが前提になっているふうに、私には印象、思えるんですね。私の問題は、新興住宅で、住民がまだ全国から集まって3年か5年ぐらいしかたっていないところで、急にそこでコミュニティを形成するなり、あるいは地区協議会を設けると言われても、制度はそれは許してあっても、とてもとても無理なことなんですね。実際にまちが崩れていくというか、あるいは乱開発が進んでいくのは、そういうところが非常に大きいように私、住んでみて思うんですね。こういうところを何か改善できるような仕組みはできるんだろうかと、こう思うと、ちょっとないんじゃないかなと、こう思ったので、今のような、政治との絡みもあって疑問が出たわけですけど。

久委員長 私は、もうこの数年、べったり地域に入り込んでお手伝いしますが、よく出てくる話が「こんな面倒くさいことするぐらいだったら、議員に言ったほうが早い」という話が出てきます。それは避けないといけないことですよ。

それから、議員さんというのは、それぞれの方々の意見を聞いて持ってこられますので、複数の議員さんが地区から選出されている場合もありますよね。そうすると、議員さんが持っていくのが地区の総意ではないはずですよ。ですから、そういう意味では、議員を動かしたとしても、本来まちづくりは進まないはずなんです。そこをもう一度、どういうのかな、大げさに言うと、しんどいかもしれないけど、地区レベルで民主主義をもう一回再構築するという作業でもあるんですね。私は、それをもうずっとやっていますけど、相当しんどいです。しんどいんですけど、頑張らないといけないと思います。

松本（康）委員 例えば、ここの交通停滞が激しいんで、ここの道路を広げて

ほしいとあって、結構、今まででしたら議員さんに持っていかれることもあると思うんですけど、それを今後は地域の皆さんが、そういう協議会で、きちっと議決をするのか何かわからないですけど、そこの意見として市役所に言ってきてくださいみたいな、そんなイメージになっていくということなんですかね。

久委員長 だから、私は事務局というか、行政職員さんにいつもお願いをしているのは、こういう協働を進めるときには議員さんとの関係を清算してくださいよと言います。議員さんが幾ら迫ってきてもノーと言えないようにならないと、協働の仕組みは絶対に進まないはずですよ。

松本（康）委員 ちなみに、例えば、さっきの道路を広げてよという話の場合、新しい姿での議員さんの仕事というのは何なんでしょうね。

久委員長 議員さんは、だから最終的に議会の中で予算がつきますよね。予算計上が上がってきますわね。そのときに審議をして予算つける、つけないということで、その評価をしていくというですね。

大内委員 先ほどね、事務局の説明の、先ほどの久先生のあれを受けてですけど、もう一度繰り返しますが、まちとして新しくできたときに、この地域のまちづくりをしていくんだということを住民が意識して行動できるような、おぜん立てするような仕組みがつくられるということでしょうか。非常に小さい事例の話で。ただ、住んでいる住民には非常に大きな問題ですのね。例えばそれは、マンションを建てる時に、既に管理会社なり建築会社に、もうそういうことをきちっと入れ込んでおいて、そういう組織づくりができるように、ちゃんと住民を集めなさいよと、こういうふうな、ちょっとそういう文言でいいかどうかは別問題として、そういうことがないと、とてもとても。個人的にいろいろ思いがあって努力はしますが、先ほど先生がおっしゃった意味では、ちょっと質が違うとは思いますが、やっぱり5年10年ってかかると思うんですね。その間どんどん、ある仕組みがあって、制度があって、建築事業やら何やら、都市計画があって、その中でプロフェッショナルがどんど

ん動かしていくと。我々は啞然として見ているだけの状態は、何とかして避けられないかなと、こう思っているのが正直なところです。

事務局 先ほど、ちょっとお話しした点に絡んでなんですけども、ただいま御質問で、どうかかわり方がこれからできるか、非常に難しいんで我々も明確には見えてないところがありますが、以前、久委員長のご講演であったように、都市計画というのは、最低限のルールを定めてる関係で、大内さんのおっしゃっているような、お住まいのところの周りの環境を何とかよくしたいということになると、なかなか都市計画、今の現制度では、なかなか追いつかないところがあるということで、きのう、松本委員さんのほうで御講演いただいた、まさに甲子園のほうで地区計画をやられたような話になっていければ、本当に住民のルールづくりとして形をつくっていただけるんですけども、今回の取り組みが、各地域で抱えておられる課題を、市のほうが出向いていってお聞きするようなきっかけの場づくり、例えば、単純にそういう場づくりでも一つの成果があるのかなという。余りかた苦しく考えずに、気楽に前に転がす方法はないのかなと、今、我々そう思っていますので、大内さんのおっしゃっているような問題について、例えば、お住まいの地域に入っていったときに、地域の方から御意見をいただいて、この地域はこういう課題があるよね、じゃあ皆さんでどうしようかというものにつながっていければなというふうに、漠然とですが、そういうふうなイメージです。

大内委員 何かやっぱり仕組みはつくっていただきたいなど。各論で住宅政策、安全・安心住まいづくりでしたか、そういうところもありますので、何かないとやはり、成り行きで問題が起きたときに後の祭りという感じがね。

久委員長 だからね、具体的にはこういうことだと思いますが、今、大内さんが今悶々ととされてる状態があるとするじゃないですか。それを青山さんのところに行って、「ちょっとこれ何とかならないか」という話をしますよね。そうすると、「こういうやり方あるんですけど」というアドバイスがもらえますよね。それに対して、

「でも、大内さん、近所の人集めてもらえますか」って話になりますよね。そこで集まって議論が始まっていくわけですね。そういうような気楽な相談窓口であったり、あるいはその応援体制であったり、そういうものをこの10年間で確立をしていくということだと思っんです。見捨てはしませんけれど、でも主体的に動いてもらうのは地域の人が動いてもらわないと、市役所がぐいぐい引っ張っていくタイプのものではないですよということだと思っんですね。そのかわり応援はさせていただきますという、そういうことだと思っんですが。

田中委員 ちょっといいですか。今の話ですけどね、結局、今、私どももやりかけているんですけども、現実にこの地区はこういう自治会、この地区は自治会いうて、大体、場所決まっていますよね。一番最初に、やっぱり何かあって相談するのは、その地区の自治会のほうに話を持っていくのが先じゃないかなというふうに思っんですね。非常に広い範囲ですから、そっちのことは私、知らんよということがあるかもしれませんけれども、やはりその地区の自治会、小学校単位にほとんどなっていますけれども、自治会のほうで話を持っていくようにしないと、もう勝手に一人で動くというのは、はっきり言うて不可能に近いので、その辺から出発されて、あとは市役所のほうにその話を持っていくという形をとれば、ちょっとはましになるんじゃないかなと。一人で何もかもやろうと思っっても、とても無理な話なんで。

大内委員 そのことは、今、先生のおっしゃっていること、田中さんのおっしゃっていることは、よくわかります。現実そうしないと、組織が動かないはずなので。ただ、問題はその前の段階の話なんですよ。私が抱えてた問題はね。

きのうの松本先生の講演の中で、私とほか森下さんから質問も出たと思っんですけど、最初のきっかけ、立ち上げをしようと思っその気持ちがあ、問題が既にあつたから、そういうことになるわけですよね。ちょっと具体的な例は申し上げるのは問題だからやめますけど。

久委員長 私が申し上げているのは、問題が起こってからではなくて、問題が

起こらないときからルールはつくっておかないといけないんですよ。

大内委員 そのことを言いたいわけですよ。

久委員長 そのために呼びかけをしてくれるとか、マニュアルをつくって配布をするとか、あるいはまちづくり塾を毎年毎年繰り返して、その意識を高めてもらうとか、そういうところから始めていくという、そういうスタンスなんですけどね。

田中委員 だれも問題意識がなければ、そこは何も問題がないということなんで、だれかが問題意識を持てば、そこから必ず始まってくると思うんですけど。

久委員長 ラウンドテーブルというのをやりましたよね、井戸端会議。私が井戸端会議をやっている意味は、そこなんです。つまり、今までは目的がなかったら集まれなかったんですよ。目的があろうとなかろうと、ふだんから顔を合わせていることが非常に重要だということに気がついたので、今、各地で井戸端会議をやっているんですね。

ところが、まだそれでも、いや、もう今、間に合ってますとか、生活困ってませんと言っている人は井戸端会議にも来ないわけですよ。そういう方々は、失礼な言い方ですけども、事が起こったら突然あらわれて、今まで何もしてなかったと言うわけですよ。今まで何もしなかったんじゃないくて、これ、10年間こういうのをやっていますよみたいな話があるんですけどね。そういう方向性を変えたいということなんです。

だから、私はよく人間の体に例えて言うんですけども、その症状が出たら遅いですよ。がんと同じでね。毎回毎回の健康診断しておきましょうということですね。

大内委員 今回、特に住民が主体でやるという方向で、地方分権化の流れもあってそうなるんでしょうけど、上のほうでは、そういうことが進むように、こういういろんな行事をやるわけですけど、一般の私たちより若い人たち、特に、そういう意識が出てくるまで、やはりいろんな問題を経験してからじゃないと、自分の問題ととらまえることが、なかなか難しいだろうと思うんですね。だからこそ、行政側が事業者と、マンション問題とか住宅問題のときに限ってお話しすれば、やっぱり行政側か

ら事業者に対して、きちっとそのところは住民をリードできるような仕組みがあっ
ていいんじゃないか、あってほしいと思いましたね、私。問題が起こってしまったか
らいろいろやっても、既にルールどおりやっていますから、何ら法的に問題ありませ
んと突っぱねられて、おしまい泣き寝入りすると、こういう状態が起きているわけ
です。きのうも、ちょっとその例が一部、都市審議会が出ていたように、私、印象を
受けましたけれど。

久委員長 だから、もっとわかりやすく言えば、今までは西宮がそうだったか
知りませんが、何かトラブルが起きました、窓口来ました、「法的にはオーケー
—ですので、何もできません」と帰されましたってパターンでしたね。そうではな
く、もう一言つけ加えてくださいという話になってくると思うんですよ。今回はしん
どいかもしれないけども、実はこういうように動いてくださったら、次のマンション
はとめられるかもしれませんよ。ついては一緒に頑張りませんかという一言で、行っ
てくださるようになるはずですよ。

大内委員 つまりね、私のほうでは個別にしないといけないんでしょうけど、
言っちゃったら僕の時間も問題ありますから。西宮市の景観条例の動かし方が、芦屋
のようなふうになっていたら、恐らく今の問題は半分ぐらいは解決しただろうなとい
う思いがあります。

ですから、例えば、どこでどうなるかわかりませんが、景観条例は、現在、今の都
市開発の開発面積の規定とほぼ重なった状態で運用されていると私理解したので、い
や、そうじゃないんだと、今後もさらに状況に応じて、このマスタープランともあわ
せて考えていくんだというような、そういうお考えがあるのかなというのが、一つに
は大きな疑問なんですけどね。

久委員長 あのね、恐らく芦屋の三井不動産の案件だと思うんですけど、あれ
は法を使ってとめただけではなくて、そこまでの経緯がいろいろあるんですよ。だか
ら、法律で押さえ込んだんではないんですね。もともとの一番最初の契機は、もとも

とお持ちになっていらっしやった地主さんが、ある不動産屋さんに売るときに、マンションはだめですよと、ここでは戸建て住宅にしてください、そうじゃないと地域に迷惑かけますからということで売却されているわけです。それが転売されたあげく、最終的にマンションをつくるということになったから、地域住民は怒っていらっしやるし、じゃあ何とかしましょうかということで市が腰を上げてくださったと。

大内委員 何か市長さんみずから動いているという話、ちょっと聞きましたですけどね。

だから、そういう仕組みがあって、問題があったら、ここで業者さんと議論しなさいよと、こう言われたらね、そうかと、それをてこに我々はやり得るわけですけども、そういうことが何もなかったのですね。もともとそういう知識がないですから。住んでみて、目の前で住民から「ちょっと助けて」と、こう言われて、間に入っているいろいろ調べてみたら、西宮市ってこうなっているんだと初めてわかったぐらいのもんですからね。つまり、そこを最初から。一番知ってるのは事業者ですのでね、この場合は。

田中委員 昨日ね、松本先生が講演されたように、結局、その地区でそういうまちづくりの決まりをつくってしまえば、それ以上は何もないんですけど、西宮市で最低線の決まりというものも、このマスタープランの中で当然出てくるでしょうから、そこで規制はできると思うんですけどね。

大内委員 この今の条例の、ある意味ではすき間の点も、ここに立ち返ってくれば、もう一遍、具体的に言えば、事業者と住民がもう一遍、同席して議論できると、こういう仕組みであればね、今のところは少しは緩和できるかなとは思いますがね。私が、知らないままに景観条例がないなんて言葉を使っていますけど、私の現時点での、これまでの具体的に経験した問題から言うと、何かそういうところが欲しいなど。解決、あるいはきっかけがね。今のところ、ないんですよ。

すみません、長くなりましたけれど。

久委員長 そこを応援する仕掛けを充実するというのが、この資料2は、あち

らこちらに書いていると思います。

大内委員 もう少し具体的に、じゃあどういうことだと言われて、少し具体論を考えていただくと大変ありがたいです。

久委員長 それでは、ほかはいかがでしょうか、資料の2について。

森下副委員長 がらりと変えて、資料2の頭のところの一番下にある の庁内の体制づくりと職員のスキルアップですけどね。こんなこと言うたら非常に嫌みですけど、職員のスキルアップなんて当たり前だと思うんです。体制づくりは縦割りなんで、今回、横断的に総合的な取り組みの中でということは非常に大事なんだけど、あえて職員のスキルアップをコメントせないけないのかなというのが。

久委員長 あのね、スキルアップじゃなくて、コーディネーターとしてのスキル。

森下副委員長 そうですね。つまり、これでも出てますように、行政マネジメントのところをコーディネートできているようなね、つまり本当のコーディネーター的なスキルをアップするということは、僕、非常にこう、今までの行政から言えば、コーディネーター的というのは非常にあると思うんですけど、何かこう。

これは先生がおっしゃったんか、何かわからんけど、何か当たり前違うのという。先生おっしゃっている、つまり今まで、先ほど言ったような、どういうふうにしていかかわからないときに、ぽんと言われるようなときに、いや、ここはこうだよと言われるようなコーディネーター的な職員の方って確かに少ないと思うんですけども、そういうふうなコーディネーター的な職員が育っていくというのはいいと思うんですけど、それが言葉的にスキルアップって、高めないといけないのか、書かないといけないのかな。これ10年先、残ったとき、多分、何かはずかしいんじゃないかな。

瀬川委員 でも、反省として正直でいいんじゃない。

久委員長 これ、行政だけじゃないんですよ。協働というのが何なのかとか、どう動いたらいいのかとかというのは、市民側もまだ、新しいチャレンジなので共通

理解に至っていないんですね。先ほど、自治会長さんも本当はコーディネーターとか、ファシリテーターになってほしいんですが、リーダーでぐいぐい引っ張るタイプの方がほとんどです。私は、最近は自治会の役員さん向けの研修もやっています。いろいろな人たちの意識を変える、動き方を変える、組み方を変えるということをしていかないといけないんですよ。だから、ここは職員さんのことを書いているだけなので、職員さんの動き方を変えるための意識づけとか、研修しますと書いてあるんですけど。

だから、職員が従来型のやつで、何も頑張っていなかったからスキルアップするんじゃないくて、方向性を大きく変えないといけないんですね。

瀬川委員　　すみません。これは久委員長の御意見なんですか、それとも市の職員の皆さんも含めた御意見なんですかね。というのは、このコーディネートの意味が、ほんまにわかってはるのかなと。というのが、コーディネーターというのは、だれとだれ、あるいは何と何をコーディネートしていくということですか。だれとだれとか、何と何というのは、一体何をイメージされているんですかね。

事務局　　ここの言葉については、我々事務局が市民参画をする中で、非常にやはり難しい、今までにない能力が要するというか、スキルが要るなというところを非常に感じております。それは、庁内向けにも、こういう市民さん向けにも非常に感じた部分があります。役所の中で、今までの仕事をやっている限りでは、こういうコーディネートする、市民さんとの話の中でコーディネートする、庁内の関係部局をコーディネートするという場が、やはりあまりなかったと感じておりますので、やはり地域に入っていくということを考えると、必要じゃないかということで書いた部分です。

イメージとしては、市民の方々、関係するいろんな利害関係の方々をコーディネートして、一つの地区の計画にまとめていくというようなイメージでコーディネートを書いています。

瀬川委員　　さまざまな利害関係者というふうに言うと、そこは市民だけじゃなくて事業者もいるし、あるいは市の他部署もあるし、あるいは議員もいるし、県もあ

るし、さまざまなんですよ。そういったことを全部イメージして、コーディネートをしていくということですか。

事務局 はい。議員というのはあまりイメージしてなかったですけど。

瀬川委員 議員をコーディネートするというのはおかしいですけど、議員さんも結構、市の職場に来て、あれやこれやいうて言うじゃないですか。そういった人たちがミスリードしないようにしていくということも、ちゃんとコーディネートをしていくということを含まれているのかなと。

事務局 イメージとしては、行政が今まで主導して、こうだと決めて入ったということじゃなくて、いろんな人たちとの意見を調整する、コーディネートする中で決めていくというようなイメージを考えた中で、この言葉を使っています。

瀬川委員 だから、森下さんが言われるように、こういったことを今さら言うのは、はずかしいじゃないかという思いと、もう一つは、当然こんなことの力をつけてほしいんやと。具体的にコーディネート力を高めるための、スキルアップするために、具体的にどんなことをイメージされているんですかというのを本当は知りたいんですよ。私は、すみません、コーディネートのプロですから、よくわかっていますから、その難しさもね、含めて。

事務局 今、森下委員の言われていることは、スキルアップと単純に書かれると、ちょっと格好悪い、今さらということかなということですね。

森下副委員長 言葉じりね。

事務局 コーディネーター的なスキルアップを高めているのが当然じゃないかと言われると、これまでの市役所の業務では、コーディネーター能力が必要であるとの認識は低い状況にございますので、やはり文章の中では書いていく必要があるのかなというふうには思っております。

久委員長 また注釈加えないといけなくなっちゃうんですけども、ファシリテーターのほうが本来はいいんですけどね。

大内委員　　より積極的にかかわるでいいじゃないですか。今までそうでなかったとって。

久委員長　　いえいえ、コーディネーターは、より積極的にかかわらないといけないんですが、ファシリテーターは積極的にかかわってはいけません。

大内委員　　ここのスキルを高めるという文言を直すとしたらね。これを生かすとしたら、より積極的にかかわると。

水越委員　　すみません。何か内容というよりも、職員のスキルアップというところがひっかかってしまうだけの様な気がするので、多分、何か趣旨は皆さん、そんなにずれてないと思うんです、おっしゃっていることは。

瀬川委員　　いや。

水越委員　　そんなことはないですか。

瀬川委員　　うん。スキルを上げてほしいんですよ。

久委員長　　具体的な話で言うと、この前、八尾市で食事も出て、副市長がパネリストで出てくれたんですね。彼はもう何十年と協働をやっていますから、見事に説明されたのは、例えば、地域に子育てで悩んでいる親御さんがいたとしましょうと。従来は、それを行政サービスをして何とかしようとしてきたけれども、お金もないし、なかなかそういうところまでは面倒見切れなくなってきた時代。しかし、職員がその地域の中で子育てサークルがあるということを知っておれば、その親御さんを子育てサークルに紹介することができるじゃないですかと。それが、これからの職員に求められることですよと。だから、自分がサービスを提供するのではなくて、地域のことをよく知り、どんな人材、どんなグループがそこにいるかさえ知っていれば、つなげるじゃないですか。これがコーディネーターの一つの典型的な話だと思うんですね。というような動き方を当たり前のようにできる職員をふやしていきたいという、そういう思いなんですね。

瀬川委員　　すみません。それ、でも絶対きれいごとなんですよ。きれいごとと

というのは、市の職員というか、これもどこの市もそうですけど、3年に1回は異動するんですよね。例えば、都市計画の専門職で3年間やって、これからやなというときにかわるというのは、当然これ、かわるんですよね。そうすると、本当の都市計画マスタープランづくりに関して、10年マスタープランをつくると言いながら、その10年間で我々がつくったものをコーディネートして、本当に実現に向けてやるということが本当にできるんですかと。異動を含めてね。それは正直言って、今までの市の異動ということで見ると、それも非常に難しい。しょせん、ここに書くのは、ぜひこの力をつけてほしいですけど、書くだけに終わってしまうというか、きれいごとになってしまうというか。

久委員長 でも、それはそれを乗り越えないと、いつまでたっても従来型になってしまうじゃないですか。

瀬川委員 そうですよ。

久委員長 そういうシステムでつくりたいわけですよ、今ね。

瀬川委員 だから、そこまで踏み込めたらいいですよ。人が異動するということまで含めて。そういったものをちゃんとね、市の中で育成していく仕組みもつくっていくとか、いうことまで踏み込んでいかないと、コーディネート力は高まらないですよ。

久委員長 踏み込んでいこうという趣旨だと思いますよ。

瀬川委員 行こうとしてる、そうなんですか。

松本（康）委員 これ、多分 の3ポツ目に「組織として蓄積し」というのがあるんで、情報だけのことを書かれているんで、人とか、まあまああると思うんですけど、一応、組織として蓄積していこうとはされているように。

大内委員 大内ですけど、よろしいですか。先ほどの松浦さんの説明でいくと、コーディネートするような作業が余りなかったと、こういうふうにおっしゃられたようにとったんですよ。だから、当然やっていけば精度は高まるし、スキルは上がって

いくはずなので、その時代時代によって問題意識やあり方も違うのでね。ということは、コーディネーターに積極的にかかわるという表現で十分なんじゃないですか。

今、瀬川さんがおっしゃった問題点は、当然その方が新しい部署へ行けば、そこでもまた新しいコーディネーションの問題が起きるわけだから、当然スキルは生きていくはずじゃないかと思いますが。だから、スキルを高めるという表現がひっかかったので、積極的にかかわっていなかったという反省があったと思うんですね。今の松浦さんの説明の中に。だから、積極的にかかわるというふうな表現にすれば、事は済むんじゃないかと思いますが、私の案です。

以上。

水越委員 じゃあ、私の案ですけど、あとは、例えば、瀬川さんのようなコーディネートのプロに入っていていただくとかですね、いうのもあり得ますよね。このスキルを今いる人が高めるというのに加えて。なので、そのあたりも何か入れていってもいいのかなと思います。

瀬川委員 余りここだけで時間とってまいかんですけど。

ただ、先ほど久委員長がおっしゃりかけていた、コーディネーターなのか、ファシリテーターなのか、これはちょっと論議したほうがいいと思いますね。ファシリテーター、コーディネーターというのと、もう英語、片仮名ばかりでわかりにくいんで、ここに注釈をつけるか、日本語にしたほうがいいと思います。

大内委員 ファシリテーターとコーディネーターは全然違うんです。

瀬川委員 全然違いますからね。

久委員長 どちらかではなくて、その場面場面でどう動けばいいかということ判断できる人材になっていくしかないですね。自分が今コーディネーターで動くのか、ファシリテーターで動くのか、それは場面とか、その状況によって違いますよね。それがちゃんと使い分けられる人材を育てるとのことだと思っんです。

大内委員 やっぱりコーディネーションですよ。この新しいまちづくりの方

針を今これ一生懸命つくっているわけだから、これがうまく動くように、住民と行政側がマッチしてちゃんとなるようにということだから、コーディネーションだと思いますね。だから、コーディネーションを今までやっていなかったから、ここについてかかわるということで、そういう表現、文言を選べば十分じゃないかと思えますけど、どうですか、森下さん。

森下副委員長 いや、まあ、言葉じりだけなので、スキルアップでもいいん違うかな。

松本（康）委員 あとすみません、ちょっと全然別のネタなんですけど、ちょっと「地区まちづくり」という言葉が全面に出てきているのはいいことだと思うんですけど、ただ、例えば、全市的なこととか、例えば一つの例でいくと、じゃあ、防災とか、交通とか、割とまちなかだけでとじてませんよねみたいな話どうするんですかというのと、一応、記載としては3 - 1の 番の3ポツ目で、「特定のテーマに関するまちづくり支援のための仕組みをつくる」と書いてくださっているんですけど、その後、特にそれ以外のことでは何か余り書かれていないようなんですけども。今回、地区まちづくりということに関しては、すごい重点的に書かれているんですけど、そういう全市的なことに対する何か取り組みというのは、もうこの中に一応盛り込まれているという認識でよろしいんですかね。このスキームで十分カバーできますよというふうに理解すればよろしいですか。

久委員長 どうですか。それは、先ほど森下さんのお話の裏返しだと思うんですけど、それをやるのは当たり前やから書いていないということじゃないですかね。2章を進めていくというのは、当然のこととして、従来型で進められるところは従来型で進めていきますということだと思うんですね。3章は、仕組みを変えないといけないというところに関して、あるいは新たな仕組みとか、システムをつくらないといけないというところを、特に重点的に書いていらっしゃるのかなという理解だと思うんですが。

事務局 はい。そんな感じで。大きな流れ、広域の部分については、行政が必ず都市計画としてやっていかなあかん部分というのが、ありますので、今回、新たな仕組みとしては、地区のまちづくりということを全面に、頭にかけていたところがあるんで、そればかりが出ているような感じになっているのかもしれない。のまちづくり推進の仕組みの一番目のポチのところ、基本的には市が定める都市計画などをやっていきますよと、その場合も、市民参画であるとか、そういう担保をしていけないかなということで書いている部分かなと思っています。

松本（康）委員 ちょっと気になったのは、その後のほうを見ていると、地区まちづくりというのは出てきます。地区というのも一つのテーマ、すごい生活に密接なテーマだと思うんですけど、それ以外、さっき言ったような、例えば防災とか、交通とかというのも一つのテーマだと思うんで、何か地区まちづくりだけが特化されて、それだけに傾かんように、今後ちょっと資料チェック等お願いしますということだけ、ちょっとお願いさせてもらいます。

事務局 交通とか、防災とかに特化しますとね、現在でも交通のほうは地域連携計画、交通に特化した計画とか、それと、防災に関してはどこの自治体でもつくっておりますけど、地域防災計画、これは相当細かい内容まで言及していますし、今回、都市計画マスタープランの中で、そのような細かいところまでは言えないと思うんですけど、地区全体として交通計画どうするか、防災計画上どんな問題点があるとか、この辺の書き方はちょっと工夫しないといけないと思うんですけど、整合はとっていく必要があります。それぞれの個々の計画、結構細かいところまで言及していますので。

松本（康）委員 そうですね。3 - 5ページに書かれている地区まちづくりの進め方というの、読みようによれば、そういう特定のテーマというんですか、進め方としても読めるなと思って見ていたもんですからね。

地区まちづくりというのは、一番、生活に密着した一番濃いところだとは思って

すけども、それ以外のテーマも、こういう取り組み方というんですかね、いろんな関係に目を向けて、交流して、取り組み広げて、計画まとめるみたいな、そんなこともまた御支援いただけるのかなと思って読んでいたんで。また、最後の成果物を拝見した上で、また気づいたことがあればコメントさせていただくことにします。

久委員長 さまざまな分野とか、さまざまな施策づくりに参加をするというのは、どこかありましたっけ。行政の役割の中の一つなんですけどね。施策としての見解みたいなのところと言うと、3 - 1にもう一つつけ加えてもいいのかなと思うんですよ。交通のまちづくりやっている松村先生がいつもやっていらっしゃるように、市全体の人に集まってもうて、どないすんねんという話をしてもらって、交通マスタープランつくるとか、交通体系変えるとか。

大内委員 ここの各分野というのは、そのことを言っているんでしょうかね。これちょっと疑問だったんで、後で質問しようと思っていたんですけど。そのおっしゃっている、3 - 2ページの の都市計画マスタープランの「各分野の取り組みと調整しながら」というのは、今のような問題がここに含まれることになるのかどうか。各分野とは何かということが、ちょっとここでつかめなかったんですが。3 - 2、の行政の役割のところですけど。

久委員長 これは、福祉とか教育の分野も含めて調整していくということですね。先ほどの生産緑地の問題で言うと、農政分野と調整しながら、総合的な観点で。

大内委員 都市計画政策を進めていくということを書いているから、全部含まれているというこという理解してよろしいんですね。だから、今、部長さんがおっしゃったことが、ここに含まれるということになるかなと思うんですけど。

松村委員 すみません、松村ですけど。多分3 - 2の「調整しながら」というふうに書かれてあるところというのは、行政の内部の部門で調整しながらという意味だと思っんですけど。先ほどおっしゃっていたような話、例えば、公共交通の地域連携計画というような話でいくと、市役所内部の各部署で調整するというのはもちろんの

こと、市民の方であったり、交通事業者であったり、民間事業者であったりとか、そういうふうな方々の意見も聞くということが必要になってくるんですね。そういうようなテーマ型の地域連携計画をつくるときに一番私が問題というか、足りないなと思うのは、ここの地区まちづくりを経験されたような方々が入ってこないということですね。市民の方々が。

ということは、テーマ型の連携計画をつくることでさえ、この地区まちづくりの経験というのは役に立つはずなんですね。こういうまちづくりを経験されていないような方々が、そういうところに場に出てきて話をされても、何ら取り上げられないような意見しかおっしゃらないんですね。自分たちの地域のことを知らないの。ということは、僕はこういうようなまちづくり推進の仕組みづくりというところに、もっと積極的に地区まちづくりの経験を生かして、そういう方々を組み入れるような形というんですかね、そこを進めてもらったほうが、この地区まちづくりの意味というのが、より出てくるんじゃないかなと。

だから、自分たちの地区だけのことを考えるのが地区まちづくりじゃなくて、地区まちづくりというのは、当然、自分たちの市があって、その中で自分たちの地区というのを多分考えなきゃいけないと思いますんで、そういうふうなことをより一層役立てるといふ話になったら、テーマ型にもきつと役に立つん違うかなと思いますね。

大内委員 この各分野は、今、先生がおっしゃったような、そんなところまでは読み込めないんじゃないですか。最初にこうはどうだったのか、庁内の各分野ということかなとも私、読んでいたんでね。

久委員長 そうそう。だから、先ほど私が申し上げているように、市民参加で考えていくという文言をもう少し充実させたらいいんじゃないでしょうかという話なんですけど。

松村委員 多分、大内さんがおっしゃる話というのは、行政の役割の二つ目のところだと思うんですね。「市民や事業者が取り組み、一歩踏み出す」とかという

ところでは多分そういうイメージだと思うんですけども、行政のこれまでの反省点を踏まえると、市役所内部でも全然連携できてなかったな、ちゃんとせなあかなというのが、多分1ポツに入っているんじゃないかなと。

瀬川委員 その辺は、すみません、推測で我々が言うんじゃないくて、市役所自身にちょっと答えてもらえると。どういうことで、こういう文章にしたのか。

松村委員 非常に重要なところですよ。

瀬川委員 そうなんです。余り推測で言うのはやめましょう。意思をもう少し明確にしてほしい。

事務局 市役所内部で言いますと、今、コーディネーターとか、ファシリテーターの意味合いも出てましたけれども、その一歩手前もちょっと問題がありまして、いわゆる先ほど、こういう分野で、こういう人たちがいるよというふうな紹介のパイプ役、これもある程度、一部署の担当の人間が、市役所の担当の人間が、自分よりもやっぱり相当広い視野を持っていて、そんな知識を得れば、何げないことも紹介してあげて、また次へのステップへつながっていくということも、やっぱりなかなかできていなかったんじゃないかという反省点もございます。

だから、ファシリテーターとコーディネーターにいく一歩手前も、そういう事柄の紹介、いわゆる専門知識を持った方、この方に相談したら一歩前へ進めるような手がかりがつかれるんじゃないかというふうなパイプ役としての職員、こういうこともやっぱり次へのステップとして重要じゃないのかというふうに考えております。

このごろ、地域に入りますとね、やはり一分野の話では絶対おさまりません。もうあらゆるジャンルのことをやっぱりお聞きしないといけないんで、ちょっとしたことでも、やっぱりそういう知識があれば、次へ紹介していただいて、その方にとっては行って相談してよかったなということもございまして、そういうことでは解決できないところは、やっぱりお互いにどういうふうにやったらいいかということは、また次のステップでやり方を考えないといけないんですけども、いきなり、いろんなこと

をすべてカバーするんじゃないしに、今よりもやっぱりより視野を広めて、少しでもお役に立てるような仕組みづくりを考えないといけないというふうに思っています。

大内委員 少なくとも、たらい回しにはならないと、平たく言うと。

久委員長 ちょっと脱線話になりますけどね、先ほど八尾市を話したでしょう。八尾は30年ぐらい、もう協働協働で進めてきているんですね。その結果、何が出てきているかという非常にわかりやすい事例を挙げますと、市役所の会議室、夜はあいていますね。職員さんが一人でもいれば、市民グループに貸してくれるんですよ。その職員が責任とれということですけどね。それをさせるためには、どうしているかという、新しく建物をつくりかえたときに、部屋ごとでセキュリティができるようになってきているんですね。市民が入ってくるということを前提に設計がなされているわけですよ。そこまで行っちゃっているということですね。

で、まだまだ西宮は、そこまで行くのには何年かかるかわかりませんが、先ほど言いましたように、八尾は30年の積み重ねでそういうところになっていますから、今ここで第一歩を記そうとしているわけですから、10年20年たってくると、市役所と市民の関係も大きく変わるきっかけを、みんなで今、議論していますので、その観点でちょっと、こんなアイデアもあるとか、こういうことができないかとか、出していただければ、事務局受けていただけたらと思います。

大内委員 今回のコーディネーションにかかわるところで、ちょっと補足というか、これは先生方からしかられるかもしれませんが、10何年ほど前に大学の先生方の業績を特許化して、大学の事務局の中にTLO（テクニカル・リエゾン・オフィス）といったと思いますが、それを置いたけど、何の実績も上がらんというのが大変社会的に議論になったことがあったと思います。その大きな理由は、私ども現役時代に内部で問題になったんですが、特許だというんで、法律の専門家、先生方、法学部の先生とか、そういう方が出てこられて、じゃあ、その特許はどういう技術を持っていて、事業というか、社会の中でどういうことが開発に役に立つんだと、何の知識

もない人がコーディネーターということでTLOの事務所におられると。そういう問題で制度的に片づけてしまった問題が尾を引いておる、こういうことがありましたので、今の事務局がおっしゃられたことも、意図はそういうふうに思っているけども、そこへ据えられた人が、やっぱり同じようにたらい回しの的にやっちゃうという、そういうことになれば何の意味もなくなるので、その辺は本当に十分考えないといけないことじゃないかと思えます。ちょっと補足まで。先生方、余計なことを言うなと言われてんですけど、そんなことはようわかっておるよと。

瀬川委員 今、大内さんのおっしゃりかけていたのは、例えば、コーディネーターとか、ファシリテーション機能が市役所の中に必要だといったときに、これまでの論議は職員の皆さん自身がファシリテーション能力を高めることだというふうに理解していたんですけど、今、大内さんがおっしゃったのは、そういうコーディネーターとか、ファシリテーターみたいな人を雇うと。

大内委員 いや、部長さんのおっしゃられたのは、内部でそういう者を育成していくというふうに理解したつもりだったんですけど。

瀬川委員 内部だと私も理解しているんですよ。雇った場合は、今、大内さんがおっしゃるように。

大内委員 大学の場合、法学部の先生とか、圧倒的に・・・だから、よく御存じだと思いますけど。そんなふうにならないように、結局、絵にかいたもちみたいになってしまってね。ならないように。

つまり、我々としては、やっぱり頼るところはそういうところになってしまう。もちろん、自助努力もありますけれどもね。やっぱり、来たときに、こっちは建築何とかに行ってください、これは農政部に行ってくださいと言われてたら、もう本当に右往左往して全部自分で。今回はそうだった。全部できるところまで自分で調べあげて、国まで問い合わせ、県まで問い合わせという、そういう作業がありましたのでね。そうじゃなくて、じゃあ、私らでちょっと問題抱えますので、ちょっとお待ちくださ

いというね、一緒にやりましょうと、こうなるようであれば、非常に温かみのある行政が感じられると、こういうこと**だらう**と思うんですが。

事務局　　まちづくりの場で、こういうふうなコーディネーターとか、ファシリテーターというのはぜひ必要だと思うんですが、今、大内さん言われたのは、例えば、一市民が市役所に一つの課題としてこういう御相談に来られた場合、受けた職員がどういう対応をするかということが大分イメージ浮かんでおられると思うんですけども、どちらかという、いろんな相談について、ワンストップ的にある程度お答えできる幅広さ、これが必要だと思うんです。

うちの本庁の1階の市民局なんかは、いわゆるOBで経験した者が、市民局のいろんな窓口の、広い範囲のどこのいわゆる課に行って、どういう手続をしていただきたいというふうなことはお答えできるようにしていますけれども、まちづくりの、我々の都市計画部も、極力広い範囲内でお答えできるようにしているんですけども、やっぱりこれだけ複雑な体制とか、制度とかできておりますので、なかなか至らない点があるところなんです。その点は、極力、わからないところは、はっきりわからないから、ちょっとお待ちくださいとか、そういう言い方、言葉の使い方も大事だと思うんです。だから、ある程度調整できる場合は自信を持ってやったらいいんですけども、わからないことを中途半端に申し上げて混乱を起こすというふうなこともございますんで、その辺のお答えの仕方もやっぱり明確にしないとイケないと。それは行政側の今後の改める点だと。

まちづくりはまた別途で、こういうふうな、どういうふうないわゆる調整役をつくっていくというのは、ちょっとまた別の点かなと思いますけれども。

松本（康）委員　　今お話伺ったら、やっぱり市役所完全自前主義みたいな、何でもかんでも自分らでやりまっさみたいな、そこからの決別のようにも思えますし、我々市民も何となく、市役所に文句言うたら何とかしてくれるん違うかという、そこから決別するというお話なんかかなと思って伺ったんで、そういうことがはっきりわか

るように、ぜひ書いていただいてね。だから、今までやったら、文句言うたら何とかしてくれるん違うのとか、何とかせなあかんやろ、税金払うてんねんという話でしたけど、もうそうじゃないですよということなんですよ。

大内委員 この資料には、時間がもうあれですけど、これ、このまま議論続けてよろしいんですか。

つまり、今、松本さんがおっしゃったようなことは、例えば、3 - 2の冒頭に書いてある、ここも私、クエスチョンマーク、読んでいてしてあるんですが、「新たな公共の理念」と、こう言ったときに、そういうことをあらわすのだとすれば、やっぱりどこかにこれがないと、ほかにね、3 - 3のやはり の2行目に「新しい公共の理念」「行政が担ってきた公共の役割」と、ここ区別しているわけですよ。これ、市民感覚から言うと、多分わからないんじゃないかなと思ってですね。

久委員長 だから、先ほども申し上げたように、新しい公共、新たな公共という概念は、これから非常に必要なんですけども、まだそれを十分に理解している方々が、市民も行政職員も非常に限られている。そこを、まず共有しないといけないですよという話だと思うんですね。

だとすると、少しコラムになるのかどうかわかりませんが、特出しをして読んでいただかないと、多分、なぜこういうことが動き出していくのかということが理解できないと思うんですね。ちょっとそのあたり、また事務局で工夫していただけますか。

大内委員 工夫が要るように思います。新しい時代に向けてのことでしょうかね。

久委員長 これ、新たな公共、新しい公共、新たな、いろんな言い方があるんですけども、西宮市は統一されていますでしょうか。

事務局 参画と協働で使っているのが統一をしているというふうに解釈すれば、条例のところか、その策定段階で使った言葉に統一したほうがいいかなと思います。

大内委員 もう一つ、じゃあ、気になっていたのは、これも何か重箱の隅つつくような話ですが、同じく3 - 2の の事業者のポチの2番目、この言っている文言は、既存の地場産業を継承していくというのは、あるのを継承していくという意味だろうというふうにとれるんで、つまりね、あるそこに産業があっても、時代的に、要するに技術層なんですけど、時代的に衰退して新しいものに、そこを何かベースにして変わっていくということが、ここからは読み込めないなと思ったんです。つまり、まちが栄えるとか、活性化するということは、既存のものをベースにしながらか、何かこれまで気づいていなかったことを技術化して、工学的に検討して安くでき上がってと、こういうことが発展につながるはずなんですよね。そののところがここで、そこまで言わなくてもという、何かもっと大きな含みがあればそれは別ですが、ちょっと表面的な文言を読むと、そういう伸びる可能性をここでは何も指摘していないなと。

久委員長 継承、発展という2文字入れましょうか。そうすると、かなりニュアンス違いますよね。

大内委員 何かそういうふうなね、固定的な考え方のような気がしたんです。

水越委員 確かにそうですね。

松本（康）委員 発展とか、創造とかね。

大内委員 何か創造的とかね、創造は創の。

水越委員 そうですね。だから、確かにおっしゃるとおりで、もともとあるもので大事なものをやると同時に、これから西宮の資産みたいなものを活用して行ってほしいですね、その辺は。

大内委員 何か、これまでの新発見サイエンスに基づいて技術をつくって、工学的に、経済的に考えていくと、そういう話まで何も大々的に言わなくても、地場産業の、もし酒づくりがあって、バイオがあるんだったらバイオで次に別の発展にしていくな、少し夢が盛り込める、あるいは産業に携わる方自身が、やっぱりそういう意識でね、酒が売れないからと悩んでいるじゃなくて、もうちょっとあるでしょう

と言えるような、そういう活性化するようなまちづくりになってほしいなと私は思います。

久委員長 あと、どうでしょう。

松本（康）委員 あと、すみません、3 - 8なんですけど、アウトカム分析、アウトプット分析というのがあるんですけど、難儀なものちょっとやめません、これ。例えば、実感調査とか、進捗実施状況確認とか。多分この後ずっと、これでアウトカムとアウトプットと出てこられたら、どっちやったけということになっても見返さなあかんような気がするんですけど。これ、一般的なんですかね。3 - 8なんですけど。

久委員長 進捗管理と効果分析なんですがね。アウトプットというのは、何をしましたという出口ですよ。これだけ頑張りました、これだけ道路をつくりましたというのがアウトプットですわ。アウトカムというのは、それが本当に役に立っているかどうかというところへ調査のところを伸ばす。つまり、道路が広がった、それは事実なんですけど、それによって市民は生活変わったかという話ですわ。それがアウトカムなんですわ。

松本（康）委員 やってどやねんと、こういうことなんですわ。

大内委員 何が成果があったのということね。

久委員長 そこで、事務局とこの前打ち合わせしたときに、アウトカムは何でどうやって調査しましょうかと。例えば、公園を一つつくりました、道路が広がりましたという話になったときに、それが、どのような市民が効果を得ているのか、それを、何ををもってどういう評価したらいいのか、というところで、アイデアとして出てきたのは、集まってもらって、1年間やったことによって生活が変わりましたかと言ってもらうのが一番早いん違うかというようなことで、ここでワークショップと。

大内委員 確かにね、内部検討、内部というか、関係者内部の検討のレジメということで理解すれば、それは何ら問題ないんですけど、やっぱり市民向けに、あるワンセットの文章をつくって理解していただきましょうというときには、やっぱりも

うちちょっと平たく。

やっぱり宮塾に出てても思うのは、私たちが、えっそんな言葉と思うようなことでも、片仮名「その片仮名、どういう意味ですか」と質問される方が結構いるんですね。だから、やっぱりそこは意識したほうがいいんじゃないかと思います。

瀬川委員 意識したほうがいいというよりも、具体的にもっとはっきり言うと、やっぱりできるだけ、わけのわからん片仮名は使わない。やっぱり日本語で、できるだけ的確に言うというほうがいいと思いますね。そうでないと、アウトプット・アウトカムの違いの説明が欄外にないとわかりませんよ、これ。

松本（康）委員 上で説明してくれてはるんですが、多分ページ進むと忘れちゃう。

瀬川委員 こんなんじゃ、だけどわかりませんよ。

大内委員 抽象語で使っているほうが楽なんですね、書くほうはね。

瀬川委員 僕らは、このアウトプット・アウトカムって、もう3年も4年も前から聞きますけど、さっぱりわかりません。

久委員長 この辺、じゃあ工夫願っていきます。

瀬川委員 日本語で言うたら、何かいい言葉ないですかね。

久委員長 日本語で効果評価ですよ。

瀬川委員 アウトカムが効果評価。

大内委員 アウトカム、成果。成果効果ですわね。

瀬川委員 アウトプットは。

久委員長 アウトプットは、だから進捗評価みたいな感じですね。どっだけ進んでいるか。

大内委員 もうちょっと平たくお願いします。

久委員長 なかなか難しい。ファシリテーターなんか典型例ですけど、なかなか日本語に訳せない。日本語にぴったりの言葉がないというところがね。

瀬川委員 それはありますね。確かにあります、これもね。

久委員長 日本語に訳しちゃうと、またちょっとそのイメージがずれちゃうところがある、だから難しいところなんです。だから、事務局頑張っていたかくことにしても、なかなかね、今度はまた日本語で違うイメージになる。

水越委員 それでも、ここに書いてある実感と実施ということなんですよね、結局は。そのぐらいでいいんじゃないかと思うんですけど。

久委員長 だから、ほんまは実感ではないんですけどね。それを実感に置きかえようという、効果を実感に置きかえようという話なんですけど。そうすると、実感を調査したらいいんだという話になっちゃうでしょ。実感を調べているんじゃないんですね。そのやった事業が、どう効果が出ているかということ調査しているんですね。

水越委員 さっきの、役に立ったか、できたかというのが説明ですよ。何か、そのぐらいの言葉でどうなんでしょうかと思うんですけど。

久委員長 道路は案外わかりやすい、アウトカムの評価があるんですけどね。例えば、渋滞が減ったかどうかとか、所要時間が短くなったとか、案外わかりやすいアウトカムの評価はできるんですけど。

森下副委員長 全く違う話して、よろしいですか。ちょっとしんどくなってきたんで、そろそろ。

僕がきょうお持ちしたネタが消えてしまいそうなんで、A4のペラ1枚、一番最初にお配りさせてもらったんですけど、協賛依頼というやつですけど、ホッチキスどめしているところに挟みこんでるやつ。これが、実は何の話かという、この3-2の真ん中の、事業者が期待されている、ちょっとふわっとした話なんですけど、読んでいただいた方はわかると思うんですけど、実は西宮北口駅前のプレラにしのみやという、再開発でできた1階にありますカットサロンです。ここ非常にカリスマの美容師で、もともとコープさんの横にいたんですけど、南側に私たちが誘致しまして、非常

に年収も上がりながら頑張っているんですね。ここで書いていますように、北口で創立以来15周年。今言いましたように、北側のところでいたのを足して、プレラで10年と。15周年で自分らの店独自で地域に対して何か恩返しできないかということで、この期間9月1日から10月30日、配布いたしまして、各お店の方々に何かチケット割引券ですかね、そういったものに対して参画しますよというのが、この裏の協賛依頼。こういう形で、各お店とか事業者に、これも西宮北口周辺のお店に対してアピールして、つまり自分らの店以外から、まちづくり的発信をしているというのに非常に感動して、思わずきょう持ってきたんですけど。

だから、できそうでできないような、こういったことというのは、非常にこう、やれるところにはあるねんなど。こういう、これチケットなんですね。これ手づくりなんです。自分らの従業員の子らが自分らでコピーして、ここに書いていますように、お店の割引券とか、チケットをホチキスでとめて、この期間こういう形で来られた方に配布して地域活性しているという、松本さんなんかよく知っているボールも一緒だと思うんですけど、地域でこういうこともしているということ、ちょっときょうはアピールしたかったんで。

瀬川委員 それが、これのどこに書いていますか。

森下副委員長 ごめんなさい。レベルが全然違うんですけど。3-2の真ん中の事業者に期待される役割で、こういったところを含めて、本業を生かしながら地域貢献できるということも、非常にいいことじゃないかなということで、きょうはちょっと提案で持ってきました。

瀬川委員 そういう事例は、だけど何ほでもありますよね。それ言い出したら切りがないというか。

松本(康)委員 だから、多分これを、例えば、今までやったら商業活性と称して、多分、市役所の産業振興の方が自前でやっちゃおうとするんでしょうけど、こんなんやりたい言うている人がいたら、一緒に市もほんなら手伝いますわとか、そん

なんもやっていきましょうかというお話でしょ。

森下副委員長　　これをするに当たって、自分らで100%お金出して、していることに対して、何かそういった相談窓口とかないのかなというのが、先ほどのコーディネーター的な方がもしいらっしゃったらね。

大内委員　　要するに、感謝セールだけじゃなくて、例えばこういうことをきっかけにして組織的に地域で動くと、こういうことですか。

森下副委員長　　もっと言ったら、はっきり言うて自分とこだけの利益だけじゃなしに、各お店周辺を見たらね、知ってる知ってるというようなところが、西宮北口周辺のお店の方々が、飲食店15%オフとかね。

松本（康）委員　　ほかのお店の分のクーポンをまとめて、そういうことか。

森下副委員長　　そうです。このクーポンをまとめて、こんなことをするような店の方の意識というの、非常に僕は感動したんです。

瀬川委員　　ただ、それがこの都市計画マスタープランの事業者と協働ということとリンクするんですかね。今、あえておっしゃっているというのは。

森下副委員長　　つまり、の事業主側としてできる範囲で、ここで言うてる本当の本業というのは、もっと歴史的背景があるようなものかもわからないんですけど。総体的に言うんですよ。もっと深く。

瀬川委員　　そこを、だから広げていると何ぼでもあるんですよ。もちろん、松本さんがやられているパールの活動とか、阪神酒蔵通りの活動とかいうのも、いろいろなイベントがありますよね。それは何も阪神電鉄のためだけじゃなくて、市民のためだけでもなくて、それで売り上げがふえて、結果的には年収につながっていくという活動何ぼでもあるじゃないですか。それを、けどそこまでどんどん広げていって、都市計画マスタープランの一つやと言い出すと、もう切りがないですよ。

森下副委員長　　僕、都市計画マスタープランの一つやと何も言うてません。

瀬川委員　　今、論議しているのは、我々は都市計画の策定委員だから。

森下副委員長 今言っているのは、都市計画マスタープランの中で、今たまたまこの3 - 2のことが、前にも僕ら話があったんで、こういった形で協働という協働ね、協働のまちづくりという意識の中では事業主側のこともできるとしたら、そういうことの一つじゃないかなという事例ですわ。

確かに、正直、自分らの店だけのことで言えば、いっぱいあると思うんですよ。けども、僕が一番感動したのは、ほかのお店周辺、西宮北口の周辺の方々の割引券まで意識しながらひっつけて、ひっかけて自分らのまちを活性化していきましょうよ、人を呼び込みましょうよというところは感動したんです。セールから言えば、幾らでもあると思うよ。

瀬川委員 感動は僕も感動することはたくさんあるんです。西宮でね。ちょっとやめましょう、これは。

森下副委員長 せっかく持ってきたので、ふわっと消えたら嫌やったんで。すみません。休憩の前とか、後に言いたかったんですけど、いきなり言われたんですけど。

久委員長 あと、どうですか。この資料の2の3章。

室崎委員 よろしいですか。今の3 - 2のところ、先ほど大内さんとかおっしゃっていた事業者に期待される役割の「地域の経済を支え」とか「地場産業誇り持って担い」というあたりの文章を読んでいて思ったんですが、結局、そういったことの内容というのが、1番の市民に期待される役割というところにも入ってもいいのかなと思ひまして、例えば、どういうところで買い物をするとか、歩いていけるまちにするであるとか、あるいは前回のときに、バスというのを維持していくためには、やっぱりいろんなことを考えて、みんなも乗っていかないといけないよというところがあったかと思ひますので、市民側としても何かそういう支えていくというか、経済とか、お店だったりとか、バス交通だったりとかというようなものを入れたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

久委員長 生活がまちをつくり、まちを動かすという視点に立ち、自分の生活を見直してみましようということですか。

室崎委員 そうですね。その中で、またその生活の仕方みたいなものを考えていくという。

松本（康）委員 確かに、ほかの記述見ると、みんなでやっていきましようということは書かれているんですけど、自分一人でもできることがあると、ちょっと読めないですね。

水越委員 それは、でも一番上のポチではないんでしょうか。

室崎委員 そういうふうに読めるかなと思うんですけど、今もここで、ただそれだけを読むと、自分の地域の中のまちづくりで環境をよくしていこうよというようなところを見直して頑張っていこうねというようなところで、もっと自分たちの生活自体が、まちの産業だったりとか、支えてたりとかというようなところには読みにくいかと思ったので、具体的に書いてみてもいいのかなと思ったんですが。

久委員長 ちょっと工夫しましょうか。松村先生がよくおっしゃっているコミュニティバス便利やけど、私は乗らないよみたいな話だと困る話ですね。

大内委員 要するに、生活スタイルを変えるという含みもあるんですか、これまでの。エコ運動みたいな話ですけど、歩けるところは歩きましょうよと。500メートルぐらい、車に乗ってたばこを買いに行くあほはいないと、こういうことですかね、具体的に言えばね。

室崎委員 細かいことで言っていくとそういうことなんですけど、もう少しそういうことをイメージできるような何か文言みたいなものが入って。

大内委員 それは新たな公共にも通じるんでしょうけど。

水越委員 そうですね。自分たちの行動は、さっきおっしゃったような内容にね。

大内委員 個別に運動としていろんなことを展開されているけど、マスターブ

ランの中でも、そういうことは住民に意識させるような何かが必要など。

室崎委員 期待される役割、市民がそういうことをやっぱり動かしていく大きなものには。

水越委員 そうですね。もう実は動かしているんですよということでもありませんよね。

室崎委員 そういう選択が動かしてしまうので、どういうものがいいですかということによって動き方も変わるかなと思うんですけど。

松本（康）委員 まちづくり塾で、藤本先生は、ごみの出し方一つで、またそれも景観ですよとおっしゃってましたもんね。

瀬川委員 この新たな公共ですけど、「新たな」か「新しい」か、その辺の統一は別途検討いただくとして、新たな公共というのは一体全体何なのかというのが、正直言うて私よくわからないんですけど、これは国も言う、県も言うわけですけど、西宮として考える新たな公共はこうですよという定義づけというか、方向づけみたいなものが欲しいなと思うんですけど、どっかあるんですかね。新たな公共。

久委員長 だから、先ほど言った条例つくりましたよね。

瀬川委員 条例をつくる。

事務局 参画と協働の推進に関する条例を平成21年度からスタートしているんですけども、その策定の段階から「新たな公共」の概念を取り入れてつくっていますので、そこで一定お示しをしていると思います。

瀬川委員 あるわけですか。

事務局 はい。

瀬川委員 ください、そしたら。

大内委員 要するに、事業者もそういう意識をさせるような条例になるんですか。

事務局 そうですね。

大内委員 久先生が前に紹介した、どっかの電気店か何か、ビルの周りに緑を植えてください言うたら、そんなものはやりませんという話があったとか、ちょっと印象深く残っていて、だから、この「事業者」というのは、そういうことも改善していきたいということの意味があるのかなと、私はここを読んでいたんですけど。その新しい条例にそういうことがあるんなら、非常にいいことだと思います。

瀬川委員 それは、事務局おっしゃったその条例の中に、新たな公共の定義がきちっとできていると。

事務局 新たな公共の定義があったかどうか、ちょっと。

久委員長 新たな公共の定義は2行で済むんですけどね。

瀬川委員 あるわけですね。定義なり、考え方なり、方向性なり。

久委員長 国が方向出しますし。

瀬川委員 いや、国から西宮市として描く、求める新たな公共はこういうことですよというものが、西宮の皆さんに。

久委員長 求める新たな公共なのか、新たな公共の定義によって違うでしょう。定義というのは、世界じゅうで一つでしょ。

瀬川委員 定義ね。考え方でもいいですね、そしたら。

久委員長 それを受けて、西宮ではどういう方針で動かすかということは、それら、それぞれローカル性はありますよね。

大内委員 瀬川さんの質問はそれですよ。

瀬川委員 そうです。西宮として。

久委員長 指針、方針ですよ。出してもらわないと。

大内委員 だから、新たな公共という言葉はもうわかっているという前提で、西宮市は、じゃあそれ具体的に、どういうイメージを我々に描かせるんだということでしょ。

瀬川委員 そうです、そうです。それが協働参画条例の中であってつくられていると

ということであれば、それが全体のベースになっているということですね、新たな公共の。

大内委員 どこかで、市民がわかるように、やっぱりどっかでしておかないと。ここでなくてもいいのかもしれませんが。ただ、これはしょっちゅう出てくるんで、気になって。

久委員長 恐らく一番最初のところで説明はすることなんですよね。だから、その資料の1の序の1のところ、1の西宮のまちづくりの歩みの一番下「新しい公共などまちづくりの新潮流」というところが、ここで書かれるんですね。今、世界じゅうで、こういう動きになっていますよという話。それを受けるんじゃなくて、やっぱり世の中がそう動かないと、もたない時代になっていますよという話が、ここで多分、書かれると思いますけど。

森下副委員長 一つ、情報の提供なんですけど、3 - 6の交流の場づくりの支援ですね。この辺のところというのは非常に行政としても入りにくいところなんですけども、実は隣接している北側の某市については、小学校校区ごとにコミュニティがあります。まちづくりコミュニティ。その小学校コミュニティが、年に2回、関係市町を合わせた部署の総合連絡協議会みたいなのがありまして、そこで問題提起をされています。先ほどの歩道の話じゃないですけど、ハード的な整備で、例えば歩道が各・・お願いしたいとか、暗いんで外灯をお願いしたいというのを、その場でコミュニティのリーダーが市の部長級に対して提言するんです。それが議会に上がって推進していくという、そういうシステムが組みられているので、この交流の場というのは非常に難しいですけども、恐らく今回も、どこの地区を地区とするかというのもあるんですけど、小学校校区の地域コミュニティというのは非常に一つの地区単位ではあるなというのは、某市ではありました。隣接している北側の某市ですけど。

久委員長 ちょっとここで言っている交流の場は、私が講演で話した交流の場であって、意思決定とか、そういうことをしないですね。某市は部長から知っていま

すけど、意思決定しちゃうと、やっぱり動き方が重くなってきたり、要望大会になったりするでしょ。そうじゃなくて、先ほどから言っているように、用事があるとなかろうと、集まって意見交換する中で、こんなおもしろい人があるやんか、あるいは、こんなスキル持っている人がうちの地域におるやん、じゃあ、今度組もうかみたいな話になっていくような、少し気楽な交流の場面。それをつくるのを応援しますよという話をしている。しっかりしたやつは、地区まちづくりの支援でやっていきますという、二段構えでやっていきましょうという意味ですよね。

大内委員 私はね、そのことについては、ミニチュアの段階から非常に関心があって、賛成といいますか、ぜひそういうのを促進してほしいと思うのはね、何度か例を挙げたと思いますが、私どものマンションの中に自治会がないんですよ。それで、先ほど来のいろんな問題について、あるいは近隣の生産緑地、遊んでいるから、ちょっと何とかしたいなと、そういうことの思いを伝えて相談盛り上げていく、最初の行動を起こすようなね、そういう場面というのは非常につくりにくいという、一つの住宅政策にかかわる問題じゃないかなと思うんですね。何かのときには必ず、正面席のスペースを設けて人が集まる。オープンであろうと、クローズでも何でもいいんですけど、あるいは、10個のマンションなら10個のマンションの中に必ずそれもつくって、そういうふうなルールを、もうちょっと細やかにつくっていただきたいなという気はしますね。だから、ミニチュアというのはそういう意味です。

久委員長 つくっていただきたいのは、思いはわかるんですけど、つくるためには手続が要ります。

大内委員 だから、それは条例化するとか。

久委員長 いえいえ、条例化といっても、大内さんの思いだけでは、なかなか条例化できないですよ。

大内委員 例えば、それは、今、住宅の開発規制が400平米以下だったら、未満か、以下だったら、特に何も、近隣住民との協議は要らないけれどもとか、そう

いうことのレベルですよ、何かできるんじゃないかなと思ったので、言ってるまでですけどね。多分、テクニックは、やろうと思ったら。

久委員長 テクニックではなくて、そのオーソライズする大内さんの今、個人的意見でしかないかもわからないですね。それをオーソライズするような手続が要るんじゃないですかという話ですよ。その手続をこの資料の2のところ、3章で位置づけないといけないんじゃないでしょうかということなんですよ。

大内委員 手続論よりも、そういうことが話題にできるような空間が欲しいと、そういう意味での交流の場ということでミニチュア版ということなんですよ、私が言っているのは。単なる共有廊下で立ち話でしかできないと、これはちょっと事を進めようとするとな非常に問題ですよ。私、今それで悩んでいるんです、別件で。実を言いますと。こんなくだらないことから始まるんですよ、はっきり言うたら。地域社会コミュニティづくりというのは。皆さんは全体に既存のまちがあっての上でお話をされているような印象がずっとしているんですけどね、私はもろに、新しい住民で、さっき言ったような問題があって、そこからまあまあ二、三人知り合ってね、廊下でぼろぼろっとしゃべって、それ以上続けられないんですよ、実は。一々どっかの喫茶店に行ってみようかというのと、また事を構えないといけないんですね。そんなんじゃないちょっと、とても地域の交流、コミュニティづくりは難しいなど。

久委員長 それは大内さんが集会所で月1回のカフェやったらどうですか。そこから始まります。

大内委員 そういう手もあるでしょうね。一々出かけていかなきゃならないというかね、やっぱり一種のバリアなんですよ、精神的に。

田中委員 それは仕方がないですよ。どっか行ってやらなきゃしょうがないです。どこの地区にも全部がそんなところがあるということではないので、私がさっき言うたように、地区の自治会とかね、会館が必ずどっかにありますから、そこでしょうかという意思の問題が大きいと思います。

久委員長 ちょっとまた話がそっちへ行っちゃいますけども、今までは、目的をつくって組織づくりをしたわけですよ。目的がなかったら集まらないでしょ。そうじゃなくて、まず呼びかけて、お茶のみ話しませんかと。田中さんのところでもやっていらっしゃる話ですわ。そこから始まったほうが動きやすいん違いますかというような、そういう投げかけなんです。だから、集会所で大内さんが、下にポスター掲示を張ったたらよろしいねん。何月何日に私がいます、来てください、何人が来ますよ。そこから発展するん違うかな。自治会もできちゃうと私は思いますけどね。

瀬川委員 日ごろからの地ならしみたいなもんですね。もう何げない会話が、もうふだんからできるという関係ができていたら、何か目的で集まろうといったときに、比較的スムーズにいけますよね。そういうベースがなかったら、目的で何かすごいカリカリになってしまうって。

大内委員 だから、結局同じことを言っているんでしょうけど、要するに自発的に、自然発生的にあることが起こるようになるためには、ある空間的な場所が要ります。そのことを言うているんですよ。それは大なり小なり住宅政策の中で改善できるところはあるんじゃないかと、こういうことを言うてるまでのことですね。私が行動するしないは、ある角度から行動していますよ。それはもちろん、大変時間のかかることは覚悟してやっていますけどね。もちろんのことですけど。

久委員長 資料の2、いいですか。ちょっとなかなかもう時間も押してきたんですが。

資料の3、ちょっと情報提供で終わってしまうかもしれませんが、うまくいけば、これで終わってしまうんですけど、ちょっとまず事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 資料3のA4の横長1枚ものです。

地域別構想を、このマスタープランにどういう形で位置づけていくのかの検討をした中での事務局案を提示しております。

現行のマスタープランの改訂版として策定するというものがA案、それとB案として、地区まちづくりのガイドラインとして策定、C案は、現段階では策定しないという三つの案を検討いたしました。

A案というのは、お手元に一度配った、このマスタープラン、これの中の地域別構想ということで、後半かなりの枚数を割いている部分なんですけど、各地域別にも書いてある問題です。

考え方としては、現行マスタープランの地区別構想を基本として、これをこういう形で今回のマスタープランをつくっていったらどうかということと、現行のマスタープランは地区別構想と書いてあるんですけど、今回マスタープランに地区まちづくりという言葉が多用しておりますので、地域別構想という形でしてはどうかという検討です。

課題としては、まず、地域の区分として、どの区分をとっていくのかということで問題があるのかなということをお考えしました。

それと、2番目の将来像の共有ということでは、現行の地区別構想では、将来像として地区の目標と地区の基本的な空間整備が示されているんですけども、行政が基本的に定めたものなので、まちづくりの担い手である市民や事業者が必ずしも共有しているものではないという状況があります。

それと、3番目の は、まちづくりの方針として、現行の地区別構想は全体構想に細かくかなり書いていますので、地区別に詳細化したものになっております。新しいマスタープランでは、基本方針をテーマ別で取り上げていまして、即地的に示しているものではないため、単純に地域別に分けて詳細化することは難しいのかなというふうにA案は考えました。

B案として、すべての地区でまちづくりの熟度が高まっているわけではないことから、現段階では詳細な地域別構想を策定することは難しいんじゃないかと考えて、市民が中心となって取り組む地区まちづくりを進めるに当たってのガイドラインとして、

共有すべき地域の特性や、留意すべき事項を記載してはどうかということを考えました。

その課題として、まずは同じように、A案と同じように地域区分の考え方ということで、どこで切るんですかということの問題があるんじゃないかということです。現行のマスタープランは、七つに分けておりますが、総合計画では今三つに分かれています。これをどこに範囲するのかということで、かなり議論が起こるのかなと思っています。

それと、策定方法にしても、問題があるのではないかとということで、住民の合意によって策定する必要があるんですけども、総合計画のような三つのくくりになると、具体的な内容についての合意が難しくなる。今度は、合意をしていくために範囲を小さくすると、地区まちづくり計画に近づいていくという問題があります。

それと、三つ目の丸で、地域ごとに差があるんじゃないかとということで、地区のまちづくりのガイドラインとしては、共通の地域特性を除けば、まちづくりの一般的な考え方を記載することになって、地域ごとの差がなくなってくるんじゃないかと。全体構想が即地的な計画を示すものでないことから、まちづくりにおいて留意すべき事項も即地的なものではなく、全市共通の内容になるのではないかとという危惧があるということも考えました。

それを受けて、C案ですね。現段階では策定しないということで、今回のマスタープランの性格も受けて、地区まちづくり計画の策定が進捗した段階で、その内容を勘案した地域別構想の策定を検討するものとして、現段階では策定しないと。

ただし、地区まちづくりを促進していくため、市民が地域資源の再発見や地域らしさを共有するための働きかけを、行政が積極的に行うなど、取り組みのきっかけをつくってはどうか。その課題としては、地区まちづくりの促進が一つ目。

当面、地域別構想を策定しないので、地区まちづくりの取り組みが進むように、行政から特に積極的な働きかけを行っていくことが必要になってきます。

それと、地区まちづくりの取り組みを促進していくために、単位、ある程度の働きかけの単位ですね、支所単位などの地域ごとに市民への具体的な働きかけを順次行っていくことが考えられますよと。

2番目に、地区まちづくりのガイドラインやマニュアルと。地区にその取り組みを促進していくための取り組みを行うについては、ガイドラインやマニュアルなど、市民にわかりやすいまちづくりのものを作成していく必要があるということ。

三つ目、取り組みを支援する仕組みづくりということで、地区まちづくりの取り組みの段階に応じて、市民の取り組みを支援していくための仕組みづくりが必要になってくると。情報提供、技術的支援、経済的支援など、さまざまな仕組みを検討することが必要になってきます。

ということで、A案、B案、C案で考えたんですが、今回のマスタープランを考えますと、事務局案としては、ほとんどC案です。地区まちづくり計画の策定が進捗した段階で、内容を勘案した地域別構想を地域とともにつくっていき、現段階では策定しない。地区まちづくりの取り組みを促進するように、行政による支援の仕組みを整える。きっかけづくりとして市民の積極的な働きかけも行っていきます。

地区まちづくりの取り組みに当たっては、地域特性を整理して、マニュアルですね、地区まちづくりマニュアルとして取りまとめてはどうかということで、事務局案は、今回のマスタープラン策定のこの期間内では地域別構想はつくらずに、マスタープラン全体の策定を受けた後に、地域ごとに入って地域の皆さんと地域別構想、もしくは地区まちづくり計画をつくっていけばどうかという案を提示しております。

以上です。

久委員長 大きくは二つで整理をしていただいているのかなと思うんですけども、一つは合意形成ができるかどうかということですね。それと連動する話が二つ目ですけども、合意形成できれば細かいところまで書けますけれども、合意形成できない段階では漠とした方向性しか書けない。どのレベルまで踏み込んで書きます

かという話ですね。これ両方かかわって連動しているわけですが、そこでA案・B案・C案というように分かれています。

しっかりと意思決定、合意形成しようと思うと、もうC案がベターかなということですが、これがなかなか合意形成まで行けてないので、今回は仕組み、仕掛けだけを書いて、でき上がった地区から別冊というか、添付というか、そういうことでつけ加えていきたいと思いますというのが今の事務局の案なんですけれども、いかがでしょうか。

瀬川委員 ちょっともう少しわかりやすく言ってほしいんですけど、地区別構想の考え方まで整理しましょうというのが、私ども策定委員の今年度のワークの対象だったというふうに理解していますが、これが時間的に難しい、あるいは合意形成が間近でしんどいから、地区別構想については、今年度のテーマじゃなくて次年度にしていこうじゃないかというのがC案ということですか。

久委員長 いえいえ。C案は、しっかりと合意形成したところから、つけ加えていきたいと思いますということで、だから合意形成できないところは書き込まないということなんです。これは箕面市方式なんですけどね。

瀬川委員 ただ、そのときに地区の割り方論議が、例えば、A案・B案で、A案ですと今現在7地区ですよ、B案ですと別の割り方がありますよという、地区の割り方の考え方はあいまいな状態ですけど、今、委員長がおっしゃっている合意ができたところの地区からやろうという、その地区はどうやって定めるんですか。

久委員長 それの大きさというのは、多分、1,000軒程度、10数ヘクタールぐらいというのものもあるし、小学校区という単位もあるし。でも、小学校区以上はならないと思います、地区という場合は。最大、小学校区だと私は思っています。小さな単位で言うと、先ほど100軒、1,000軒、数ヘクタールから数十ヘクタールぐらいのまちかなという感じなんですけどね。それは同じような課題を抱えた、あるいは同じような表情を持ったまちとして、その地区というのを定めていって、そ

このルールをつくっていくという、そういうことなんですけど。

松本（康）委員　　ちなみに、この活動というのは、もう早速着手をするということではなくて、策定が進捗したということなんで、いつぐらいから取り組んでいってというようなイメージなんですかね。

事務局　　今年度に関しては、この策定委員会でマスタープランをまず、地域別構想を除いて全体の部分と、推進方策とビジョンを組んで、1章、2章、3章をつくり上げます。その後、行政が地域に入って地域の方々とこのような市民参画のもとに、地域のまちづくりを行っていくというのは、来年度以降になっていくと思いますが、やっていくのかなと思っています。

久委員長　　ちょっと具体的に言いますと、高知市がもう10年ほど前にコミュニティ計画というのをつくったんですけどね。高知市は、その区分の決め方も住民さんに決めていただいたんです。それは、おおむね、結果的にはおおむね小学校単位になりましたけど。だから、何か自分のコミュニティの範囲というのがありますよね、住民さんの中に。それを自分たちで話し合ってもらって、うちのコミュニティの範囲は、この範囲で計画をつくりますというようにしていったんですね。

田中委員　　というのはね、やはり小学校では学校でPTA会でやっぱり父兄が会いますから、どうしてもそうならざるを得ないんですね。よその学校へ行って話すことがまずないので、ほとんどが小学校区でおさまるような気がしますけど。

松本（康）委員　　あと、中で割るというのもあるかもしれませんが。

田中委員　　その中ではね。

松本（清）委員　　ちなみに、小学校区って幾つあるんですか。

事務局　　42ですね。

久委員長　　もう一つのタイプで言うと、伊勢市のマスタープランは、10のゾーンに分けまして、1年ごとワークショップを繰り返していって、1年ごとに地域別構想をつくっていったんですね。ちょうど10ですから一巡したら次のマスタープラ

ンが待っているわけです。そういうことを伊勢市はやりました。

何が言いたいかという、事務局案もそうですけれども、余り拙速に何かふわっとした地域別構想をつくらずに、住民の皆さんとひざを突き合わせて、しっかりとつくって入れ込んでいったほうが、実のある地域別構想になりませんかという提案ですよ、事務局は。

言ってみれば、もっとざっくりというか、ちょっと語弊のある言い方になるかもしれませんが、この前つくったこの地区別構想が、何かこの10年間を動かすときに、非常に重要なポジションとして位置づけられましたかという話なんですけどね。前にもしっかりと、それぞれの施設をどうつくるかと書いてありますから、それに基づいてつくったら、この地区別構想というのは、それほど事業を進めていく上ではうまく連動というか、連携できなかったんじゃないですかという思いなんです。

松本（康）委員 何か我々、地区別のこの構想まで、ちゃんとまとめて1冊の本にせんと、仕事してへんやんけって言われるん違うかなと思って、この後どう進むのか戦々恐々だったんですけど、なるほど、こういうやり方があってんなと思って。

水越委員 私はC案賛成です。

松本（康）委員 すみません。ちょっと基本的なことですね、もしも、さっき久先生から半分もう答えいただいたようなもんなんですけど、今のこのマスタープランの中に地区別構想というのがありますけど、それはもう言ったら10年目にして、一応、有効賞味期限切れっていう扱いなんですか。要は、地区別構想もない時期があるっていうのは、別にそれは構わないことなんですかというのは、基本的にちょっとお尋ねしておきたいんですけど。

久委員長 何か困ったことがあるかどうかという話ですわ。

松本（康）委員 全く困ってないかもしれませんが。何かいろんな縛りで。

久委員長 事務局どうですか。この10年間動かした経緯、経験を踏まえて。

事務局 委員長がおっしゃっていただいたとおり、それがあってまちづくりに

どう反映したかという評価をするとすれば、なかなかいい結果が出てこないなど。それよりは、やはり今後10年間見定めて上で、やはり地域の声を素直に聞きに行って、地域課題、地域特性を知った上で、その人たちも入っていただいた中で作り上げていくのがやはりいいんじゃないかなと。

今現在、船坂地区、あるいは鷲林寺地区のまちづくりに入っています。まさに、それが地区のまちづくりに率先して今入っている形かなと。その地域地域の住民さんの思いを反映しないと、まちづくりって難しいと思っていますので、なかなか今のこの皆さんで、例えば船坂地区の構想を練ってくださいといっても不可能なお話かなと思いますので、これは次の次年度以降の活動にゆだねないといけないかなというふうに思っております。

瀬川委員 だから、そういうこと、今おっしゃったことを素直に言ってほしいんですけど、素直というのはちょっと申しわけないけど、現段階では策定しないというふうな否定語で言われると、さっき松本さんもおっしゃったように、私どもは今年度の策定委員として選ばれて、地区別構想までやるっていうのが我々のもとのミッションでしたというふうに理解しているわけですね。ところが、この進捗状況を含めて大変おくられているというのは我々も理解しているし、事務局も大変やということ。一方で、委員長がおっしゃる、合意形成って非常に大事だから拙速にやるべきではないと、それも100%、アグリなんですよ。

だから、それであればC案は、22年度にやりますとか、23年から25年度にかけてやりますというふうに言うてほしいんですよ。今年度は現段階でやらないじゃなくて。

水越委員 言い方を変えれば、むしろC案というのは、今回のまちづくりのマスタープランのやり方の趣旨からして、ここをやるべきだということじゃないんですか。だと思っんです。

久委員長 なぜこの話をさせていただいているかということ、このA案・B案・

C案のどれかに決まることによって、事務局作業が大きく変わるんですよ。もしC案ということにさせていただくのであれば、じゃあ、来年度以降、どういう形で地区に入り込んで地区別構想をつくるかというような仕掛け、仕組みを提案してもらおうということになるんです。それが次回か次々回かわかりませんが、次のステップに変わるんですね。そののまず、きょうは確認をとっておきたいんです。その次どう動きますかというところまで問われちゃうと、いや、それはこれからまたじっくりと。今のところは、その大きな方向性はあるけれども、どういう順番に回るとか、どういう体制で地域の方と話をするかというところは、またちょっとC案に決まった段階でじっくりと考えさせていただいて、事務局から返ってくるという、そういう御理解でいかがでしょうか。

瀬川委員 いつだからやるんですって。そのC案は。今は策定しないというのはわかったけど、いつやるんですか、このC案は。

久委員長 だから、やるとは書いてないんです。お勧めをする。だから、地域の方々がその気になってもらわないと、おたく次、何年度ですよと、何地区は何年度ですよっていう形では迫っていかないということですわ。つくってみませんかという。

松本（康）委員 仮にやる気のない方々ばかりやったら、ひょっとしたら地区別構想はないかもしれない。マスタープランどおり、解釈してやってくださいよということ。

久委員長 そうそう。だから、大きなマスタープランの中で、全市的なマスタープランの中で、肅々とやらせてもらいますけれど、もっときめ細かな地域の状況に合わせたことを一緒にやろうとすれば、まず、その地区別構想をつくってくださいということなんです。

松本（康）委員 だから、そういう意味で、マスタープランとして空白っていうのはないということですね。そういうことですね。

久委員長 だから、今の都市計画法と一緒にすわ。何も決まらなかつたら全国一律に適用されるメニューがいくと同じように、この場合は全市的に書いた都市計画マスタープランの内容で事業は進めさせてもらいます。

松本（康）委員 カスタマイズは御自由にと。

久委員長 カスタマイズするときは、まずはお手伝いはしますけれども、まず主体的に手を挙げてくださって動かしていただくのは地域の方々ですよっていう、そういう入り方をしたいということで。

なぜかという、私の経験から言うと、つくってくださいと言っちゃうと、おまえらが言うてきたんやろ、おまえらが勝手にやらんかえみみたいな話になっちゃうんですよ。地域の雰囲気。何してくれるねんって話になっちゃうので、いや、そうじゃないよ、うちはみんなでこれだけ機運が高まっています、じゃあ市役所と一緒にしませんかって言ってもらおうほうが、その後々の動き方が円滑にいくということですね。

大内委員 現実的にはやっぱり無理ですわね。この段階で地域にいきなりおろしていったですよ。

久委員長 いえ、でも、もう船坂で動いているという話ですからね。

大内委員 それはまた別の問題が、現実の問題があったから対応できたんだと思うんですけど、突然このことがわからないまま、できて配った時点でもう恐らくぼっと横に置いておかれたら、何か来てたわよとかいう程度でしょ。

久委員長 いやいや、だから先ほども言っていますように、資料のうちにしっかりと議論させてもらったように、何度も何度も「やりませんか、やりませんか」とは言っていきますけれども、「やります」とは言わないと。そろそろ、おたくやりませんかという話はしますけど。

松本（清）委員 今、先行している地区のちょっと話、もし聞かせていただけたら参考に。

事務局 船坂にしる、鷲林寺にしる、船坂は昭和４５年から市街化区域になっ

ていながら、全く市街化が進展していない、ある意味、そういう面では問題のある地域でもあります。鷲林寺は、逆に調整区域で市街化すべきという、過去にそういう話があったところです。いろいろ市として問題を抱えた、いわゆる農業を中心にしたまちづくりを課題として進めていかないといけない地域なんで、市のほうが今、積極的に2地区については入っています。期間としては、もう2年ほど前から、まちづくりについて、それこそ勉強会から入り、熟度を高めていっている段階です。そういうことで地域の声を聞きながら、皆さんでどういうまちになりたいですかという、取り組みでベーシックなところを今させていただいているということです。

大内委員 むしろ、じゃあ、市のほうから積極的にかかわったということですか。

事務局 そうですね。その2地区は過去の事情がありまして、かかわっております。

松本（清）委員 大きさは小学校区。

事務局 ちょっと鷲林寺は違いますが、船坂はまさに船坂小学校が、廃校になってしまいましたけど、旧船坂小学校区で。

久委員長 もっと生々しい話をすると、地区別構想をもし市役所がリードしてつくるとしたときに、どういう形で、だれに集まってもらいますかというのが、なかなか難しいわけですよ。連合自治会でいいですか、あるいはワークショップにしても、じゃあ、その連合の人たちが「勝手に好きなもんだけ集まっとるやないか」みたいな話になったら、全然それはオーソライズされないし、そのあたりのいわゆる手続ですよ、そこが非常に難しいなという話になって、先ほど森下さんがおっしゃるように、コミュニティ協議会というものが、もうその地区でオーソライズされて、もうこの地区には1個しかないんだというところであれば、おつき合いはそことさせてもらうんですけど、今なんか団体さんもいっぱいあって、どれが本当に地域の総意なのかというところが、なかなか見えない。勝手にここ決め打ちしたら、またそれ以外の方々か

ら「何でおまえ、そこだけしかつき合ってもらえないんや」という話になってくるんでね、「じゃあ、まず地域で、私らこれだけ一緒に集まりますがな」と言ってもらって一緒に入らないと、なかなかうまくいかないんじゃないですかというのが、生々しい話です。

大内委員 現実にそういうお話を今後やっぱり議論していかないと、私は全然理解できていないので、具体的に今のような例、やっぱりそういうものも学びたいですよ。ここで学ぶという表現、よくないのかもしれませんが、議論させていただいたら。そうすると、時間的に見て、C案にならざるを得ないなってなるし、あとは文言を変えて、積極的にそういうことをやっていくんですよということを市民に徹底するような作文をするということが目標になるんじゃないでしょうかね。

松本（清）委員 ちょっと、きのう私が地区計画の話させていただいたんで、少し関係ありそうなので紹介させていただきますとね、最初は10年前に地区計画を決定したんですけど、その前に3年間かかったんですけど、どの範囲をやるかって最初に。町内会からスタートはしているんですけど、もうちょっと広い範囲、私たちの場合は鳴尾地区みたいなところがあるんですけど、その一部、国道2号線より、旧国道より上のほうとかですね。それでやろうかとか言っていたんですけどね、やっぱりそれは広過ぎると、なかなかそれは時間かかりそうだと、いろいろ議論した結果、やはり町内会からやろうということで、町内会、それでも3年かかったんですね。

ところが、それをやったら、その隣の町内会、その隣の町内会と、結構広がっていったんですね、ほぼ私たちと同じような形で。そこら辺でちょっととまっている感じなんです。もともとやりたかった、もう少しある区切りの中、道路で区切れる何か同じような環境の中のかたまりで、やったらいいなというふうには常々思っているんですけど、そういうことが今はできずに、10年間の間に私たちの町内会は、きのうちょっとお話をさせていただいたように、地区計画をかけたおかげで、いろんないいことがあったんですけど、これ以上、何かをもう少し進めようとする、もう少し広い

範囲で合意形成を図っていったほうがいいかなと。

田中委員 ちょっと今は地区別が、今度、地域別になるぐらいの感じということですか。

松本（清）委員 どれを地区、地域というかってありますけど、町内会から小学校区ぐらいまで、小学校区はひょっとしたらちょっと広いかもしれません。その半分ぐらいでもいいかなという気もしますが、それはちょっと周りを見てみないとわからないんですが。

そんな感じで自分たちで範囲も決めて、やりやすいような、地区計画のときに町内会を私たちが選んだみたいに、何か進めていくという。その地区地区でやっぱり、道路で切れていたり、鉄道で切れていたり、川で切れていたり、やっぱり特徴があると思うんです。ベースは小学校区ぐらいがいいかなとは思いますが、しかし、それはかなり大きな決断なんで、少し状況、今の西宮市の状況とか、少しほかの地区とかも見たほうがいいかなという気はします。

久委員長 そういうことで言うと、ちょっときょうはもう時間も来てますので、C案を前提に、これどういう形で進めるのかという、その進め方をもう少し具体的に提案をしていただいて、それをたたくということによろしゅうございますかね。

森下副委員長 一つだけ。実は嫌ごとになるんですけど、僕、住民参画条例策定委員やったんです。同じ話がありました。結局、策定したときに、各地域の意見聞こうやと。地域的な問題点を上げようや、入っていきましょう言うたのが、たしか2年前です。あとでき上がって、今回こういう形になったので、先ほどの、こういった流れと住民参画条例策定のセクションとの横断的な連携をよろしくお願いします。せっかくなつくたからには、と思います。

久委員長 もう一つ確認をとらせていただきたいのが、その資料2の3 - 7なんですけどね。これ、さらっと流れちゃったんですけども、これ、すごいことをおっしゃっていただいているのは、3 - 7のところの一番右、図の一番右の上ですね、毎

年、進捗進行管理をしますということなんですね。これが今までと全く違うところ
です。今までは10年たったら見直しましょうでしたけども、1年1年やりましょうと
いう話が、今度、組み込まれます。ついては、恐らく皆さんになると思うんですけ
も、1年間に1回集まってもらって、自分たちがつくったものを、ほんまに動いてい
るかどうかということ、ちゃんと見てもらいましょうと。

それ、何で言うているかということ、地区別構想ができるんかできひんのかって話が
不安になっていらっしゃると思うんですが、1年ごとにチェックしていきますので、
1年間でどういう動き方したんですか、どこができたんですか、どこが機運が高まっ
ているんですかという御報告もいただけるはずですので、そういうことをしていけば、
ちょっと安心感が高まるのではないかなと思ったので、ちょっとその話をつけ加えさ
せていただきました。

瀬川委員 一つだけ、すみません。C案については、具体的に事務局から提案
いただくということですけど、我々がやるのは全体構想は固めるわけですね。

そこでちょっとひっかかるのは、全体構想をつくるときに、ある程度、地域はどう
なるよってことを想定しておかないと、例えば、前から出ている交通インフラ、南北
をつなぐとか、水のラインを通すとか、いうふうな全体構想で決めないといかんこと
について、ある程度、地域割りを想定しておかないといかんところがありますよね。
その辺の考え方もぜひ、全体構想の中でどうしていくのかということ、議論しておか
ないと、全体構想も固まれないと思うんですけど。

久委員長 それはもう当たり前なんですね。

瀬川委員 当たり前ですけど。

久委員長 だから、当たり前だから、先ほども申し上げた、どうして地域別構
想をつくらないかと言うと、全体構想で地域をつなぐものを考えていくときには、も
う必ず地域を考えていますので、その方針レベルの話だったら一緒になりませんか
と、地域別構想に書いている内容と全体構想が一緒になりませんかという意味で、今回は

C案になったということです。

瀬川委員　　ただ、先ほどから、地域の区分の仕方が現在は7地区ですけど、場合によっては小学校区で42地区になるとかね、いう話があるじゃないですか。地域をどこまで考えるんですかと。その地域のくくりによって、合意形成の仕方も全く変わってくる。甲子園で、松本先生のおやりになったの非常によかったですから、あの割り方についても想定しておかないと、全体構想があいまいになっていくんじゃないかなと、ちょっと気になったもので。

大内委員　　瀬川さんのおっしゃっていることは、松本先生との話もかかわる、鳴尾の成り立ち考えりゃ、洪水で田んぼが全部砂に埋まっちゃったから、そこにまちができてという、その地形との絡みと、それから学校区でとか、何かそういうことを少し確認して、たたき台をつくるということを要請しようとしていらっしゃるんですか。そうじゃなくて、そういうことも含めて議論しよう。

久委員長　　いえ、全体構想の話の中で、地区を意識しないといけないですよとおっしゃっているのです。

瀬川委員　　地区のある程度の想定みたいなものの、一応の我々の中での、大体こんなんで行こうやないかというのがアグリがないと、例えば、交通のこう通しましょうとか、緑のラインはここをこうしましょうとかいう、全体の絵が描けないんじゃないかなと。

大内委員　　つまり、私も思うことは、そのこと自体が議論の対象になるんじゃないかなと今思ったんですよ。地区という、地形で考えてやるかとか、校区で小学校区でやるかとか、それぞれ多分特徴が、必要性が出てくると思いますけどね。

松本（康）委員　　ですから、今回この委員会では、そのC案のそれなりの実施要領みたいなのを決めるというところまでが。

大内委員　　次回の目的として、それがテーマになってくると、確認するのとかどうかね、C案で行くけれども。さっきの繰り返しになりますけど。

久委員長 今はこう、何かみんなが考えていることが多分ばらばらやと思うんですよ。だから、先ほどから言っていますように、2章、3章がちゃんと出てきた段階でね、もう一回議論させてもらわないと、多分、言葉の言い合いだけになっちゃっていると思いますので、そこはもう少し本体が出てきた段階で議論させてもらいましょうか。

松本（康）委員 でも、過去のこの今のマスタープランを見ると、さっきちょっと私も言いましたけど、市役所完全自前主義と言いましたけど、何でも全部、自分ら市役所がしますって書きぶりになっているんで、やっぱりそう見てもA案なんてあり得ないですね。と思った、積極的にC案なり、ガイドラインの策定というのを選んだということで確認できればいいんじゃないかと思いますね。

久委員長 ということで、よろしゅうございますか。

それでは、全体を通して何か言い忘れたことございますか。

田中委員 私ちょっと持ってきたことについて、ちょっときょう。

久委員長 ちょっと待ってください。それはまた情報提供でお願いします。全体の内容で何か言い忘れたことがありますでしょうかということで、よろしゅうございますか。

それでは、議事一たん切らせていただいて、それでは、まずその他で田中さんのほうから。

田中委員 きょう役に立つかと思ってちょっと持ってきたんですけど、ちょっと内容が変わってしまったんですけど、私の思惑とはちょっと違ったんですけど、今回、目神山地区が景観重点地区になるということで、いろいろ工夫しておるんですけど、今回はあくまでもこのパンフレットは、目神山地区に家を建てようという人のためにつくるものでございまして、今あるものをどうしようというわけではありません。ですから、まず最初に、建築計画があったら、このまちづくり協議会の必ず許可をもらって、図面を出していただいて許可をもらってから建築申請、正規に出していただき

いという形になります。

それで、あくまでも緑を基準にしよう。ただ、屋根の色とか、壁の色とかも自然色をよく使って、あくまでも景観を、ここに書いてあるように、守り育て受け継いでいこうという意味でありまして、緑を、植栽をちゃんとしていただくために、最初に、多分よそではやってないと思うんですけど、30万円というお金を供託金みたいに預かります。ちゃんとできたら、その預かった期間に対して利息をつけて、その30万円をお返しするというので、もしそれができなければ、極端な話、没収するという格好になるんですけど、今まで没収したことはないんですけども、何とかかんとかお願いして。擁壁の関係が、非常に坂の道が多いもんですから、結局、地面をつくるために擁壁をつくりますので、擁壁がコンクリートだけではまずいと、白壁もまずいということになって、できるだけ表から人工物が見えないようにしてくれという目的でこういうのをつくっていますので。

よその今のまちづくりとは多少違いますけれども、自治体とまちづくり協議会と二つありますので、全戸に配って、それでなおかつ改築とか何かあれば、そういうふうにやっていただくということで、一応市民の合意を、これ14日の日に、異議のある方に対しては説明会をするということで、多分合意を得られるのではないかなと思っています。

以上です。

久委員長 ありがとうございます。

あと、何か情報提供ございますか。

松本（康）委員 この前、前回にお配りいただいたもので、バスに乗って北部のまちに親しもう、スタンプラリーのイベントを11月3日におかげさまで実施させていただきまして、私もちょっと実行委員の1名として加わっていたんですけども、33名の市民の方にお越しいただいて、北部のまち初めてという方ばかりでしたので、非常に、バスに乗って、しかも北部のまちも知ってと、よい機会であったようで

す。この場をかりてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

久委員長 ありがとうございます。

ほか。

森下副委員長 二つだけ。先ほどのアクトの件はもういいです。自転車のレンタサイクル事業、これ、ある企業、もう名前出ていますけれども、駐車場の操作、これパーキングの会社なんですけれども、非常に受容的にこういうのをどうという形で僕らに提案を含めて出されてきました。非常に、大阪周辺、本町付近含めて、横のあれを車じゃなしに自転車で行かれていますので、マンションであるとか、オフィスであるとか、こういった事業主側に対して今、徐々にメーカーも動いているという話ですけど。

それと、大内さんも出られたんですけど、金曜日に都市計画の審議会、傍聴させていただきまして、ここで言うことじゃないかもわかりませんが、非常に、委員向けに対してではなしに、僕ら一般市民から聞いていても、あの説明というのは非常に、パワーポイントで20分ぐらいあったんですけども、よかったんで、非常に勉強になったなと思いました。ありがとうございました。

久委員長 ありがとうございました。

ほかいかがでしょう。よろしゅうございますか。

それでは、事務局のほうから、よろしくをお願いします。

事務局 次回12月11日は、場所が変わります。市役所東館801・802会議室で14時からになってございます。全体構想の取りまとめの提案と今回の推進方策の提案ができるかと思えます。

以上でございます。

久委員長 ありがとうございます。

ということで、これで終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

(終 了)